

史跡玉川上水整備活用計画

(改定版)

～江戸の史跡を守り 未来へつなぐ～

(案)

令和 6 (2024) 年 9 月

東京都水道局

目 次

はじめに

第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

1 目的	3
2 改定の背景	3
3 対象期間	4
4 対象区間	4
5 施策の体系	4
コラム 玉川上水の歴史について	6

第Ⅱ章 玉川上水中流部の現状と課題

1 水路及び法面の保全	
（1）これまでの取組	7
（2）現状と課題	8
2 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存	
（1）これまでの取組	9
（2）現状と課題	10
3 活用整備	
（1）これまでの取組	12
（2）現状と課題	14
4 植生管理	15

第Ⅲ章 ゾーニング

1 目的及び考え方	16
2 ゾーン区分図	17

第Ⅳ章 整備活用施策

〔保存整備〕

1 水路及び法面の保全	
（1）基本方針	18
（2）施策の進め方	18
（3）モニタリング	19
（4）実施施策	19
2 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存	
（1）基本方針	22
（2）施策の進め方	22
（3）実施施策	22

〔活用整備〕

3 活用整備の推進	
（1）基本方針	25
（2）施策の進め方	25
（3）実施施策	26

第Ⅴ章 植生管理

1	基本方針	3 1
2	管理内容	3 2
3	モニタリング	3 3
コラム	玉川上水中流部にみられる生き物	3 6

第Ⅵ章 計画の進め方等

1	地元や関係機関との連携	3 7
2	災害時の対応	3 7
3	ゾーニングとモニタリングの活用	3 7

附属資料

附属資料 1	史跡・名勝指定区間・範囲	4 0
附属資料 2	史跡玉川上水整備活用計画検討委員会設置要綱	4 1
附属資料 3	史跡玉川上水整備活用計画改定の検討経緯	4 3
附属資料 4	意見募集（パブリックコメント）	4 4
附属資料 5	中流部の水路・法面の現況	4 5
附属資料 6	中流部の自然環境調査結果	4 7
附属資料 7	玉川上水に関する関係法令・計画等	4 9
附属資料 8	現状変更等に係る行為に対する許可等の取扱方針一覧	5 0
附属資料 9	現状変更の取扱基準の内容	5 2
附属資料 10	文化財保護法等に係る規定	5 4

はじめに

玉川上水は、多摩川中流の羽村取水口から四谷大木戸に至る約 43 キロメートルの素掘りの開渠で、承応 3（1654）年に完成して以来、江戸・東京市中へ上水を給水するための施設として重要な役割を果たしてきました。現在も、上流部（羽村取水口から小平監視所までの約 12 キロメートルの区間）は、東村山浄水場及び小作浄水場に原水を供給する施設として都民生活を支えています。

小平監視所から下流は導水路としての機能を失ったものの、中流部（小平監視所から浅間橋までの約 18 キロメートルの区間）は、清流復活事業¹によって下水の高度処理水が流れ、また中流部沿いには江戸時代から花見の名所となっていた名勝「小金井（サクラ）」のヤマザクラ並木があり、多くの人々に親しまれる憩いの場となっています。

平成 15 年 8 月、こうした玉川上水の開渠区間約 30 キロメートルが、江戸・東京の発展を支えた歴史的価値を有する「土木施設・遺構」として国の史跡に指定されました。

東京都水道局（以下「当局」という。）は、これを受けて平成 19 年 3 月、「史跡玉川上水保存管理計画」（以下「保存管理計画」という。）を策定し、貴重な「土木施設・遺構」を適切に保存して後世に継承していくための保存管理の方針及び方法並びに整備活用の方針を取りまとめました。

また、平成 21 年 8 月、素掘りの開渠が多く残り特に保全が必要な中流部を対象に、保存管理計画で示された方針等に基づいて、水路及び法面の保全やヤマザクラ並木の復活、史跡を積極的に公開するための施策等、当局が関係機関等と連携して取り組むべき施策をまとめた「史跡玉川上水整備活用計画」（以下「整備活用計画」という。）を策定しました。

整備活用計画に基づき、これまで法面の補強工事や水路及び樹木の適切な管理、名勝「小金井（サクラ）」並木の保存等を進めてきましたが、現在、これらの整備に引き続き取り組むとともに、樹木のナラ枯れ被害や台風等による倒木被害といった、新たな課題にも対応する必要があります。

こうしたことから、引き続き、江戸・東京の発展を支えてきた史跡を守り、将来に引き継ぐために、学識経験者等 6 名により構成される「史跡玉川上水整備活用計画検討委員会」を設置し、同委員会でいただいた御意見を踏まえ、この度、整備活用計画を改定しました。

1 昭和 61（1986）年から東京都が玉川上水に清流を復活させるために実施している事業で、東京都下水道局多摩川上流水再生センター（昭島市）の高度処理水が玉川上水中流部に放流されています。

また、改定に当たっては、地元住民の皆様を対象とした説明会を開催し、そこで寄せられた御意見を委員会に報告するとともに、パブリックコメントを実施しながら検討を進めてきました。

当局は、今後も関係機関等と連携しながら、史跡・名勝の価値と保存の必要性が広く理解され、貴重な「土木施設・遺構」として、また、人々に親しまれる「快適な水と緑の空間」として、玉川上水が次の世代へと引き継がれるよう努めていきます。

第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

1 目的

本計画は、玉川上水の保存管理の長期的な指針として策定した保存管理計画に基づき、素掘りの開渠が多く残り特に保全が必要な中流部を対象に、今後、当局が、関係機関等と連携して取り組むべき施策を明らかにすることを目的とします。

2 改定の背景

当局では、これまで、整備活用計画に基づき、法面²の補強工事、水路や樹木の適切な管理を進めることで、水路及び法面の保全等に努めてきました。また、名勝「小金井（サクラ）」³については、管理者である東京都教育庁、地元自治体等と協働して保存整備を行った結果、主に小金井市域において、ヤマザクラ⁴を中心とする並木が形成されました。

一方、近年、ナラ枯れ⁵、台風等による倒木及び枝折れなど、新しい課題が発生しているほか、法面及び法肩⁶に生育する樹木の大径木化が進んでいることから、倒木及び根系発達による法面の形状変化への対策が必要となっています。

このため、保存管理計画（P19～20）において示されている目標及び「現状維持を基本として、史跡としての適切な保存を図る」という基本的な考え方を前提としつつ、整備活用計画を改定しました。

【保存管理の目標】

- 今日まで残されてきた近世及び近代の「土木施設・遺構」を、良好な状態で将来に継承する。また、一部で水道原水導水路として活用されている機能が、適切に維持されるよう将来に継承する。
- 玉川上水の水辺環境と一体となった「ヤマザクラ並木の美しい景観」を、将来に継承する。また、憩いの空間として国民に親しまれる場を将来に継承する。

2 切土や盛土によって人工的に造られた斜面。ここでは、水路の壁面を指します。

3 元文2（1737）年、川崎平右衛門定孝が幕府の命により小金井橋を中心とする玉川上水兩岸に植栽したと伝わっています。大正13（1924）年、ヤマザクラ並木が「史蹟名勝天然紀念物保存法」（大正8年法律第44号）第1条の規定に基づき名勝に指定されました。

4 学名：Cerasus jamasakura。バラ科サクラ属

5 森林病害虫であるカシノナガキクイムシがコナラ等の幹に侵入し「ナラ菌」を増殖させることで、樹木が水を吸い上げる機能を阻害して枯死に至らしめる樹木の病気です。

6 法面の最上端

3 対象期間

令和6年度中から令和15年度までのおおむね10か年とします。

4 対象区間

対象区間⁷は、中流部（小平監視所から浅間橋までの約18キロメートル。以下同じ。）とします。

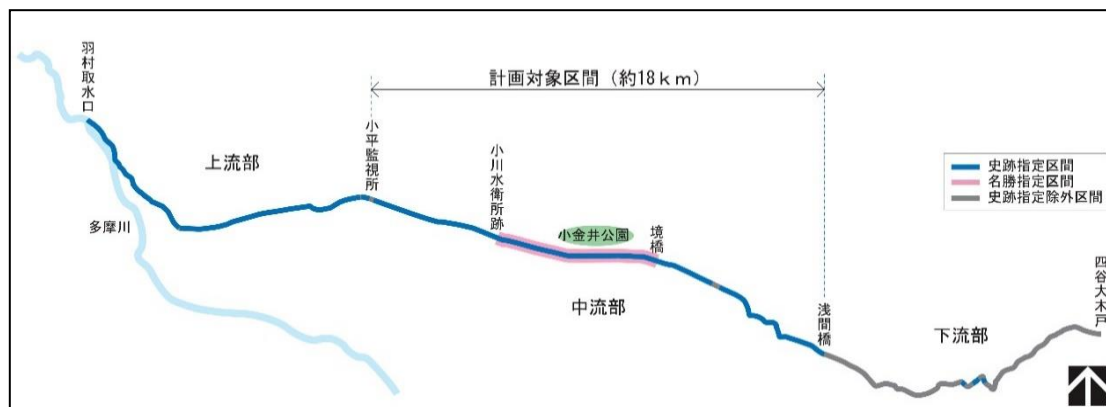


図-1 計画対象区間の概要

5 施策の体系

本計画では、表-1に示す保存管理計画における保存管理方法の分類に基づき、玉川上水を確実に保存するための「保存整備」と、効果的な普及啓発を具体化する「活用整備」について、具体的な取組を整理しています。

7 国の史跡に指定されている区間（約30キロメートル）のうち、中流部には素掘りの開渠が多く残り、オーバーハング状や直壁状の法面を中心に、全体にわたり多くの箇所で崩落の危険性があります。一方、上流部は現在も水道原水導水路として使用され、護岸等の整備が進んでおり、下流部は、暗渠部分が多いため史跡指定区間が短く、活用の余地が少ないことから、中流部を対象区間として設定しました。

表-1 保存管理方法の分類と整備活用計画の関係

玉川上水の保存管理の方法			各計画の対象	
分 類 ⁸		内容（保存管理の考え）	保存管理 計画 ⁹	整備活用 計画
維持管理		き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する。	○	○ ¹⁰
復旧（修理）		き損や劣化した箇所を、現状に戻す（復旧する）。	○	
改 良	保存整備	史跡・名勝の価値に影響を与えている要因を取り除くことにより、き損・破損・劣化を未然に防ぐとともに、保存すべきより良好な姿を取り戻して、価値の向上を図る。	○	○
	活用整備	公開活用のため、より積極的に史跡・名勝としての価値の向上につながる整備を図る。	○	○

8 復旧については、文化庁への届出が必要となります（区市の教育委員会が窓口）。また、改良については、区市の教育委員会（軽微なもの）又は文化庁（軽微なもの以外。区市の教育委員会が窓口）の許可が必要となります。

9 保存管理計画では、史跡玉川上水の保存管理の長期的指針を体系的にとりまとめています。

10 今回の改定では「保存整備」及び「活用整備」に加え、ナラ枯れや台風等による倒木といった新しい課題の発生等を踏まえ、維持管理の視点も含めた植生管理の方針についても示すこととしました。

コラム 玉川上水の歴史について

玉川上水は、承応3（1654）年、江戸市中への給水を目的として作られた上水で、羽村取水口から四谷大木戸までの約43キロメートルの素掘りの開渠でした。また、四谷大木戸から先は地中に埋められた配管を通じて江戸市中に飲み水の供給を行っていました。

明治31年に淀橋浄水場からの給水が開始された後も、玉川上水は原水を供給するための水路として利用されました。当時の写真を見ると、草地に覆われた法面の様子のほか、石積みや板柵、コンクリートなどによる護岸の様子も確認できます。



＜昭和17年 野火止用水分水口＞

東京都水道歴史館所蔵



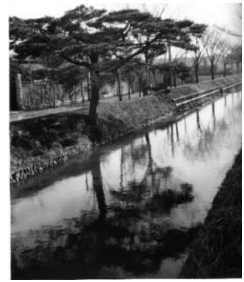
＜明治期の小金井付近＞

資料提供：小金井市教育委員会



＜昭和8年頃 境浄水場付近＞

出典「境浄水場拡張工事概要」、
東京都水道局、昭和8年3月



＜昭和16年頃 三鷹橋付近＞

東京都水道歴史館所蔵

昭和40年に淀橋浄水場が廃止されたことで小平監視所から下流は原水導水路としての機能が失われ、通水も途絶えましたが、昭和61年に清流復活事業が実施された後は、東京都下水道局多摩川上流水再生センターの高度処理水が流れるようになりました。



＜通水が途絶えた後の水路＞



＜昭和59年度 清流復活事業に伴う整備後の水路＞



平成15年、しゅん工から350年を迎えた玉川上水は国の史跡に指定されました。玉川上水は今日でも、江戸・東京の発展を支えた歴史的価値を有する「土木施設・遺構」として、また「快適な水と緑の空間」として、多くの人々に親しまれています。

第Ⅱ章 玉川上水中流部の現状と課題

1 水路及び法面の保全

(1) これまでの取組

整備活用計画の策定当時、素掘りの開渠が残る中流部では、霜崩れや乾燥剥離によってオーバーハング状や直壁状の法面となっている箇所や、水路周辺からの雨水流入によって浸食を受けている箇所も見られました。

こうした箇所は、中流部の中でも小平監視所から鷹の橋まで及び新橋から浅間橋までの区間で顕著に見られ、法面及び法肩の樹木やフェンスが法面等の崩落に伴って倒れ、周囲に影響を及ぼすおそれがありました。

このため、水路及び法面の保全を目的に、樹木対策として、法面及び法肩の崩落に伴い倒伏するおそれの高い樹木¹¹の伐採や剪定を実施してきました。また、法面保護工として、素掘り開渠としての遺構の景観を保存し、かつ、水路及び法面の安定化を図る工法である木柵工や連続繊維補強土工等を採用し、対策を実施してきました。加えて、雨水対策として、一部の緑道に止水板や雨水排水設備を設置しました。



図-2 平成 22 年度から令和 4 年度までの法面保護工施行実績（箇所図）

11 法面や法肩に生育した樹木は、根の伸長による法面表層土の剥離崩落や、根が露出して緊縛力が低下した樹木の滑落に伴う法面等の大きな崩落を引き起こすだけでなく、法面等の崩落に伴い倒伏することで、周囲にも被害を与える可能性があります。そこで、樹木の成長に伴う法面等への負荷の軽減及び倒木被害の防止という観点から、法面等の崩落に伴い倒伏するおそれの高い樹木の伐採や剪定を実施しました。



＜木柵工による法面保護工実績：西中島橋下流（右岸）＞



＜連続繊維補強土工による法面保護工実績：井の頭橋上流（左岸）＞

写真-1 法面保護工実績

（２）現状と課題

これまで実施してきた施策については、法面崩落に対する一定の防止効果が確認できました。

しかし、水路の左岸（北側）は乾燥により剥離しやすく直壁状に、右岸（南側）は霜崩れによりオーバーハング状になる傾向があります。

また、令和４年度に当局が実施した調査では、法面や法肩に生育する樹木の根系発達が要因と考えられる法面の形状変化（表層土の亀裂や崩落）が発生しているほか、既設の護岸が破損している箇所も確認されています。

このため、法面の崩落や護岸の破損が顕著な箇所への対応を継続的に実施するとともに、水路の法面や法肩に生育している樹木の適切な管理が必要となっています。



＜根系発達による表層の崩落＞



＜既設護岸（木柵）の破損＞

写真-2 法面崩落及び護岸破損箇所の例

2 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存

（１）これまでの取組

整備活用計画の策定当時、名勝「小金井（サクラ）」に指定されているヤマザクラ並木には、比較的良好な生育状況を保っている箇所もありましたが、枯死や欠損が目立つ箇所もありました。

また、生育しているヤマザクラでも、ケヤキ等の繁茂により、枝張りや日照に支障が生じていたものが多く見受けられました。

そこで、ヤマザクラ並木の復活のため、小川水衛所跡から境橋までの名勝指定区間（約6キロメートル）のうち、ヤマザクラの生育が比較的良好な新小金井橋から関野橋までの区間（約640メートル）をモデル区間として設定しました。

モデル区間では、当局がヤマザクラを被圧する樹木の剪定及び伐採を行った上で補植適地を提供し、名勝「小金井（サクラ）」の管理者である東京都教育庁、地元自治体等がヤマザクラの苗木の補植を行いました。

モデル区間を除く名勝指定区間については、関係機関が協働して、モデル区間の整備の検証を行うとともに、その結果を踏まえつつ小金井市域を中心に被圧樹木への対処やヤマザクラの補植適地の提供を行うことで、ヤマザクラ並木の保存及び復活を図ってきました。



＜補植整備前＞



＜被圧する樹木の伐採＞



＜ヤマザクラの補植＞

写真-3 モデル区間の整備

(2) 現状と課題

現在、小金井橋から梶野橋までの約2キロメートルの区間（以下「補植整備済区間」という。）では、ヤマザクラは全体的に良好に成長しており、特に、平成22年度から24年度にかけて整備を行ったモデル区間では、補植から10年以上が経過し、ヤマザクラ並木が順調に形成されています。

また、これまでの整備により、水路の眺望が改善され、親水性が向上するとともに、被圧樹木等を除去した後は、在来の野草が比較的良好に生育していることが確認されています。

しかし、ヤマザクラを被圧する樹木の除去後に被圧樹木の切り株から発生した萌芽は、早い場合では2～3年で補植したヤマザクラの高さを超えて成長し、再び被圧を始めています。そのため、補植整備により形成されたヤマザクラを中心とする並木を適切に維持していくことが求められています。

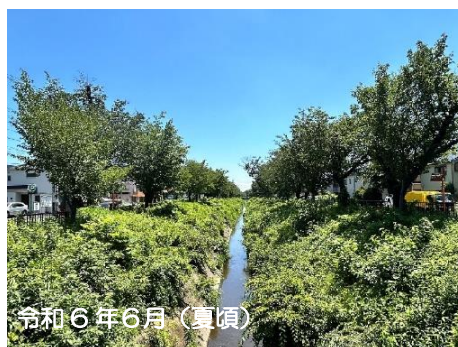
一方、補植整備済区間を除いたその他の名勝区間では、ケヤキ等の高木の繁茂が既存のヤマザクラの生育環境に影響を及ぼすと考えられることから、こうした樹木の管理が求められています。



図-3 補植整備済区間位置図



令和6年4月（春頃）



令和6年6月（夏頃）

＜ヤマザクラ並木が形成されたモデル区間の現況：平右衛門橋下流＞



ニリンソウ

写真提供：小金井市教育委員会



群生するニリンソウの様子

写真提供：小金井市教育委員会

＜ヤマザクラ並木の林床に生育する在来の野草の例＞

写真-4 補植整備済区間の現況



＜高木による被圧＞



＜伐採木の萌芽による再被圧＞

写真-5 ヤマザクラを被圧する樹木

3 活用整備

(1) これまでの取組

整備活用計画の策定当時、中低木の繁茂により水路の眺望が損なわれている箇所や、緑道・歩道が途切れ安全で快適な利用が損なわれている区間がありました。また、中流部沿線には、史跡や名勝をはじめ、周辺の遺構や植生等に関するサイン（説明板等）が様々な管理者により設置されているものの、玉川上水が江戸・東京の水道事業に重要な役割を果たしてきた貴重な「土木施設・遺構」として高い歴史的価値を有していることについて説明したものは必ずしも多くはありませんでした。

そこで、玉川上水及び名勝「小金井（サクラ）」の来訪者や地元住民等に、玉川上水に親しみ、理解を深めていただくため、表-2に記載のとおり、現地の施設等の改善、情報提供とPR活動の充実等の施策を実施してきました。



(整備前)



(整備後)

<小川水衛所跡（右岸）>



(整備前)



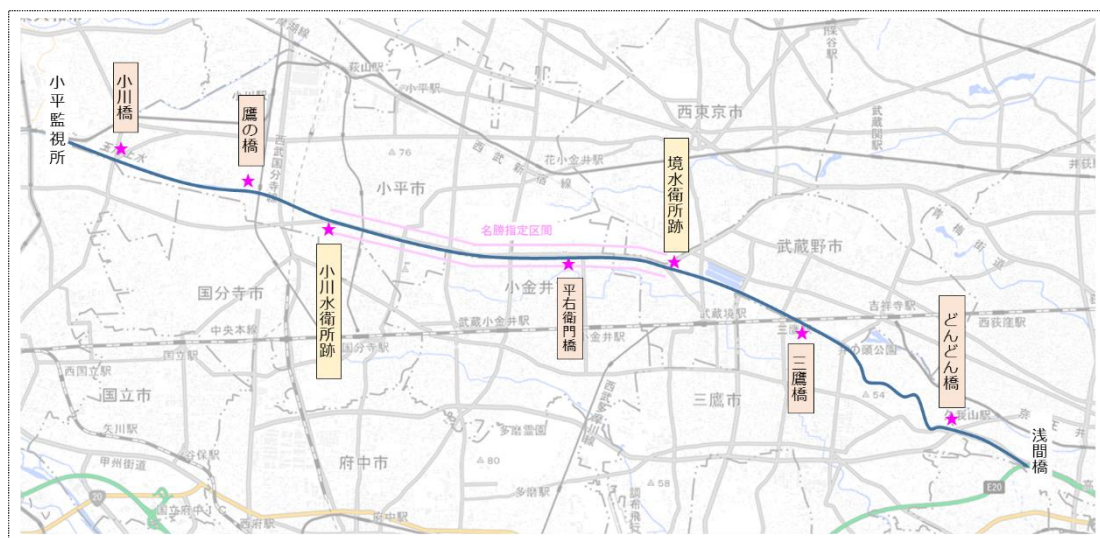
(整備後)

<境水衛所跡（左岸）>

写真-6 安全快適な通行の確保（既設フェンスのセットバックやベンチ等の整備）

表-2 活用整備の各施策とこれまでの取組

実施施策	これまでの取組
眺望の確保	主に橋梁等からの景観に配慮し、水路内の中低木の剪定、伐採を実施
安全快適な通行の確保	小川水衛所跡及び境水衛所跡の2か所において、既設フェンスのセットバックや散策路の整備を実施
説明板の設置	玉川上水の説明板を中流部の7か所に設置
フェンスデザインの統一性の創出	道路や緑道の管理者が設置するフェンスについて、更新に当たっては統一的なデザインとなるよう働きかけ
ホームページの改善	当局ホームページ内に、玉川上水の関連情報を集約したページを作成
当局施設の活用	東京都水道歴史館において、毎年、企画展示「上水記展」等を開催
近隣公立施設との連携	玉川上水の歴史や概況に関するパンフレットを作成し、近隣公立施設で配布
便益施設の案内 散策ルートの設定	便益施設を示した散策マップや、地元自治体が設定した玉川上水周辺の散策ルートを当局ホームページ内で紹介



地図出典：地理院タイルに、橋梁名称、説明板設置箇所等を追記して作成

図-4 説明板の設置箇所図

（２）現状と課題

こうした取組を通じて、橋梁等からの眺望を改善するとともに、多くの方が安全及び快適に利用し、親しめる環境の整備に努めてきました。

しかし、橋梁等からの眺望確保のための剪定、伐採の取組については、今後も、樹木の生育状況等を踏まえて継続していくとともに、フェンスデザインの統一性の創出などの取組についても、関係機関と情報共有を図りながら長期的に取り組んでいく必要があります。

また、玉川上水に対する理解を深め親しんでいただくために実施した、説明板の設置、ホームページの改善、パンフレット作成、東京都水道歴史館での企画展、近隣公立施設との連携等については、これまでの取組を継続していくとともに、更新期を迎えた説明板、ホームページやパンフレット等については、情報のアップデートや内容の充実を図る必要があります。



写真-7 説明板



図-5 当局ホームページ（玉川上水関連ページ）

4 植生管理

(1) これまでの取組

当局では、各管理者や地元自治体と連携し、緑の保全に配慮しつつ、法面及び法肩に生育する樹木の管理や橋梁等からの眺望改善等に取り組んできました。

(2) 現状と課題

樹木の管理については、近年、倒木や枯死被害などの新たな課題が発生しています。特に、平成30年の台風24号では、強風により多くの倒木が発生し、法面に影響を及ぼしただけでなく、倒木に伴う停電の発生や枝折れによる民家の柵の損傷など、多くの被害が発生しました。また、令和2年頃からは、中流部の中でも特にコナラやクヌギの多い小平市域を中心にナラ枯れが確認されるようになり、カシノナガキクイムシ侵入防止等の対策を講じているものの、枯死被害が発生しています。

令和4年度に当局が実施した毎木調査¹²では、樹高20メートルを超える高木が全体の10パーセント程度を占めており、コナラやクヌギといった樹種を中心に、大径木化が進行していることが確認されています。大径木化した樹木はナラ枯れ被害を受けやすく、被害防止には樹林の若返りを図ることが効果的と言われています¹³。これからも玉川上水を「快適な水と緑の空間」として維持していくためには、ナラ枯れや倒木等の新しい課題にも対応しつつ、適切な植生管理を進めていく必要があります。

また、当局が令和4年度から令和5年度にかけて実施した自然環境調査では、中流部には多様な生物が存在していることが確認されています。一方、常緑広葉樹の増加やササ類の繁茂により、林床に光が入りにくい箇所も見られるため、間伐¹⁴等を通じて明るい雑木林を形成することで多様な生物が生息・生育できるようにする等、生物多様性の保全にも努めていく必要があります。



写真-8 台風による倒木被害



写真-9 ナラ枯れ被害

12 胸高直径10センチメートル以上の樹木（約9,000本）を対象として調査を実施しました。

13 「東京都生物多様性地域戦略」（東京都環境局）及び「保全地域の保全・活用プラン」（東京都環境局）より

14 森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、過密となった林内の立木密度を調整する作業

第Ⅲ章 ゾーニング

1 目的及び考え方

中流部は約 18 キロメートルに及び、法面の形状や護岸の有無、水路の深さ、植生等の自然環境は一様ではありません。そこで今回の改定では、中流部の現況を 3 つの視点により類型化し、一定の区間に区分（ゾーニング）することとしました。

ゾーニングにより現況を類型化することで、ゾーンごとの特徴や課題の傾向を具体的に示し、優先順位をつけながら計画的に法面保護工を施行する等、より効果的に保存整備を進めていきます。

あわせて、ゾーンごとの特徴を踏まえた植生管理を行うことで、生物多様性の保全にも寄与することを目指します。

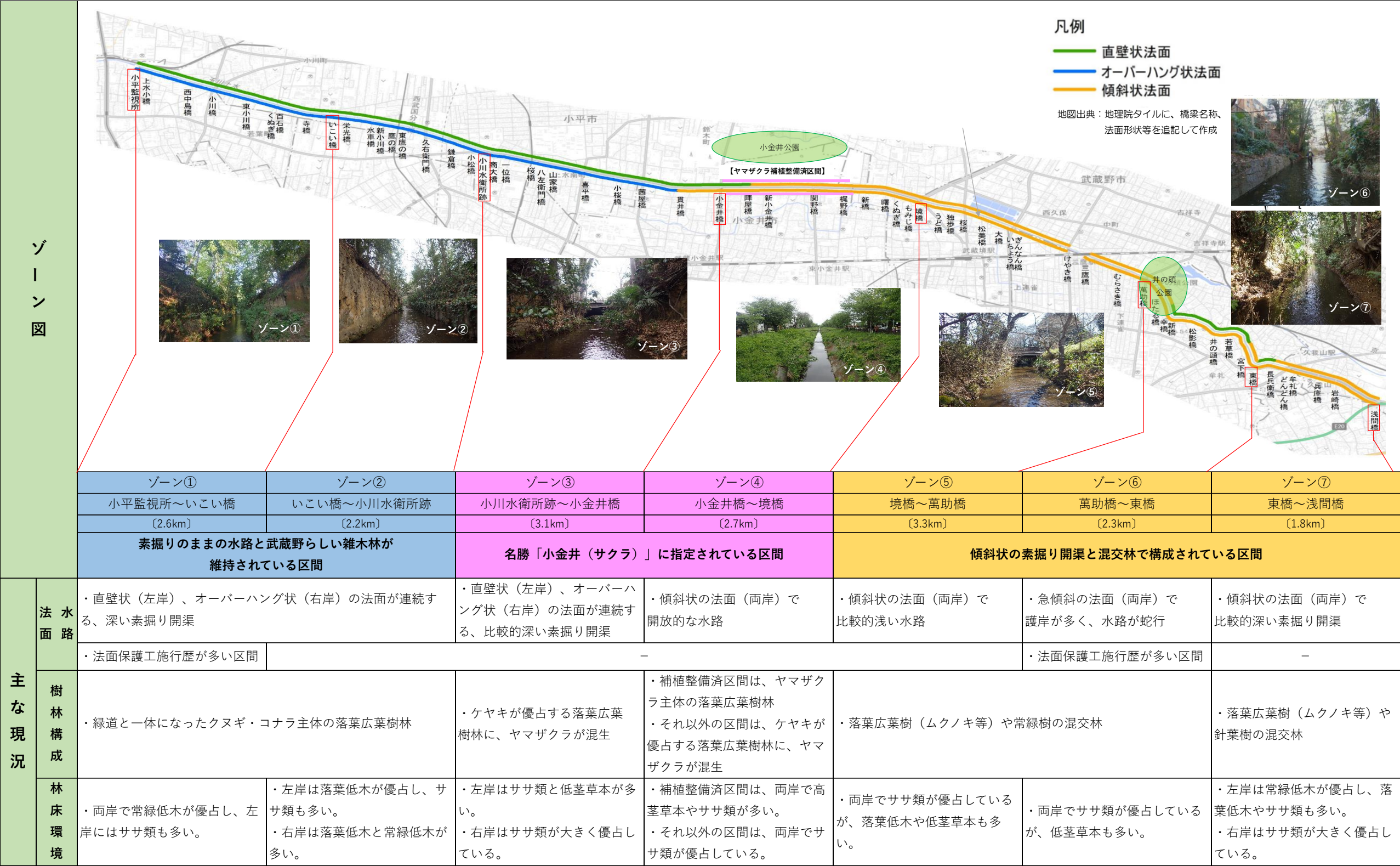
また、ゾーニングにより明らかとなった特徴や課題を地元の自治体や住民等とも共有し、理解を得ながら、史跡・名勝の保全に取り組んでいきます。

表-3 現況を類型化する視点

水路・法面の形状	・ 直壁状／オーバーハング状／傾斜状 ・ 水路深（約 3 ～ 8 メートル）
法面の保全状況	・ 素掘り／（連続的な）護岸 ・ 法面保護工の施行歴
植生等の自然環境	・ 名勝指定区間 ・ 植生等の現況

2 ゾーン区分図

中流部の現況を3つの視点により類型化し、7つのゾーンに区分します。なお、ゾーンごとの保存整備施策及び植生管理の方針については、38 ページに記載しています。



ゾーン①

小平監視所～いこい橋

〔2.6km〕

素掘りのままの水路と武蔵野らしい雑木林が維持されている区間

直壁状（左岸）、オーバーハング状（右岸）の法面が連続する、深い素掘り開渠

法面保護工施行歴が多い区間

緑道と一体になったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林

両岸で常緑低木が優占し、左岸にはササ類も多い。

左岸は落葉低木が優占し、ササ類も多い。

右岸は落葉低木と常緑低木が多い。

ゾーン②

いこい橋～小川水衛所跡

〔2.2km〕

素掘りのままの水路と武蔵野らしい雑木林が維持されている区間

直壁状（左岸）、オーバーハング状（右岸）の法面が連続する、比較的深い素掘り開渠

法面保護工施行歴が多い区間

緑道と一体になったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林

両岸で常緑低木が優占し、左岸にはササ類も多い。

左岸は落葉低木が優占し、ササ類も多い。

右岸は落葉低木と常緑低木が多い。

ゾーン③

小川水衛所跡～小金井橋

〔3.1km〕

名勝「小金井（サクラ）」に指定されている区間

直壁状（左岸）、オーバーハング状（右岸）の法面が連続する、比較的深い素掘り開渠

法面保護工施行歴が多い区間

緑道と一体になったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林

両岸で常緑低木が優占し、左岸にはササ類も多い。

左岸はササ類と低茎草本が多い。

右岸はササ類が大きく優占している。

ゾーン④

小金井橋～境橋

〔2.7km〕

名勝「小金井（サクラ）」に指定されている区間

傾斜状の法面（両岸）で開放的な水路

法面保護工施行歴が多い区間

緑道と一体になったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林

両岸で常緑低木が優占し、左岸にはササ類も多い。

補植整備済区間は、ヤマザクラ主体の落葉広葉樹林

それ以外の区間は、ケヤキが優占する落葉広葉樹林に、ヤマザクラが混生

補植整備済区間は、両岸で高茎草本やササ類が多い。

それ以外の区間は、両岸でササ類が優占している。

ゾーン⑤

境橋～萬助橋

〔3.3km〕

傾斜状の素掘り開渠と混交林で構成されている区間

傾斜状の法面（両岸）で比較的浅い水路

法面保護工施行歴が多い区間

緑道と一体になったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林

両岸で常緑低木が優占し、左岸にはササ類も多い。

傾斜状の法面（両岸）で比較的浅い水路

落葉広葉樹（ムクノキ等）や常緑樹の混交林

両岸でササ類が優占しているが、落葉低木や低茎草本も多い。

両岸でササ類が優占しているが、低茎草本も多い。

ゾーン⑥

萬助橋～東橋

〔2.3km〕

傾斜状の素掘り開渠と混交林で構成されている区間

急傾斜の法面（両岸）で護岸が多く、水路が蛇行

法面保護工施行歴が多い区間

緑道と一体になったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林

両岸で常緑低木が優占し、左岸にはササ類も多い。

急傾斜の法面（両岸）で護岸が多く、水路が蛇行

落葉広葉樹（ムクノキ等）や針葉樹の混交林

両岸でササ類が優占しているが、低茎草本も多い。

両岸でササ類が優占しているが、低茎草本も多い。

ゾーン⑦

東橋～浅間橋

〔1.8km〕

傾斜状の素掘り開渠と混交林で構成されている区間

傾斜状の法面（両岸）で比較的深い素掘り開渠

法面保護工施行歴が多い区間

緑道と一体になったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林

両岸で常緑低木が優占し、左岸にはササ類も多い。

傾斜状の法面（両岸）で比較的深い素掘り開渠

落葉広葉樹（ムクノキ等）や針葉樹の混交林

左岸は常緑低木が優占し、落葉低木やササ類も多い。

右岸はササ類が大きく優占している。

第Ⅳ章 整備活用施策

〔保存整備〕

1 水路及び法面の保全

(1) 基本方針

- ア 水路の崩壊及び法面の崩落を未然に防止し、良好な状態で保存するとともに、倒木等により周囲に影響を与えることのないように整備します。
- イ 長年にわたり手入れをしながら継承されてきた特性を踏まえ、保存整備に当たっては、現状維持を基本とし、可能な限り遺構（素掘り開渠）の景観を損なわない方法で保存整備を行います。
- ウ 「快適な水と緑の空間」として親しまれていることから、可能な限り水路及び法面の保全と緑との調和を図り、玉川上水の生物多様性の保全にも寄与していきます。
- エ 中流部の水量及び水質については、現状を維持します。
- オ ゾーンごとの特徴や課題を踏まえつつ、モニタリング調査等を通じて緊急性の高い箇所を抽出し、優先順位をつけて計画的に保全を図っていきます。
- カ モニタリング調査により水路及び法面の形状データを蓄積するとともに、崩壊及び崩落箇所の早期把握、並びに崩壊等の予兆の把握に努めていきます。

(2) 施策の進め方

ア 優先的な対策が必要な箇所への対応

予防保全の観点から、直壁状及びオーバーハング状の素掘り法面が多く水路が深い区間、並びに法面保護工事の施行歴が多い区間（ゾーン①、②及び⑥）を「優先整備区間」とし、計画的に大径木の管理や法面保護工等の保存整備を行うことで、素掘り開渠の保全に努めていきます。

イ その他の箇所への対応

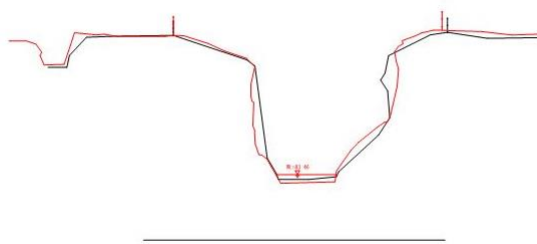
散策路の利用の安全性や周辺の民有地に及ぼす影響の視点から、フェンスと法肩が近接し、法肩部分の浸食が確認された箇所及び既設護岸の部材損傷により護岸の大きな変状が確認された箇所については、優先整備区間外であっても保全の緊急性が高いと判断し、優先して法面保護工事を実施します。

(3) モニタリング

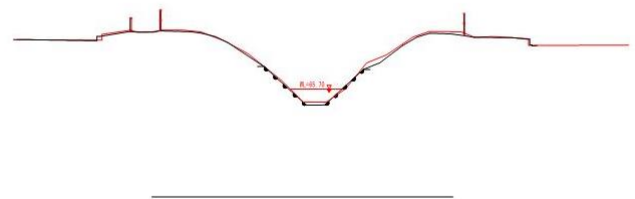
これまでも必要に応じて実施してきた水路及び法面の目視確認及び横断測量調査について、今後は原則として以下のサイクルで定期的の実施し、水路及び法面の形状データを蓄積していきます。

< 目視確認及び横断測量調査の実施サイクル >

優先整備区間	2～3年、	その他区間	5年
--------	-------	-------	----



<断面図（百石橋～寺橋）>



<断面図（新小金井橋～関野橋）>

図-6 横断測量調査結果の例（平成 19 年度及び令和 4 年度）¹⁵

(4) 実施施策

ア 法面保護工

素掘り開渠としての遺構の景観を保存し、かつ、法面の安定化を図る工法として、これまでの施工実績を踏まえ、連続繊維補強土工、木柵工等による対策を実施します。あわせて、周辺の緑との調和を図るため、必要に応じて法面の植生工を実施します。

また、繰り返し法面崩落が発生する箇所や既設護岸の損傷箇所等については、必要に応じてボーリング調査等を実施して原因を分析するとともに、関係機関と協議し、これまで採用した工法に加え、それぞれの箇所に適した他の工法や対策の採用についても検討していきます。

¹⁵ 図中の黒色の線が平成 19 年度、赤色の線が令和 4 年度の調査結果です。ただし、測量方法の差異により、中心位置が一致していない可能性があります。



写真-10 法面保護工施行例

イ 法面や法肩に生育する樹木の管理

法面や法肩に生育する樹木のうち、法面等の崩落に伴い倒伏するおそれの高い樹木及び過度な根系発達により法面の形状変化を進行させるおそれの高い樹木は、法面保全のため、伐採の対象とします¹⁶。

対象とする樹木については、法面の形状及び樹木の生育場所という視点から次のとおり基準を定めました。

以下の①及び②を同時に満たす大径木（幹直径 50 センチメートル以上を目安¹⁷）

- ① 周囲の法面が直壁状又はオーバーハング状
- ② 法面に生育(a)、又は幹の中心部が法肩から 50 センチメートル以内に生育¹⁸(b)

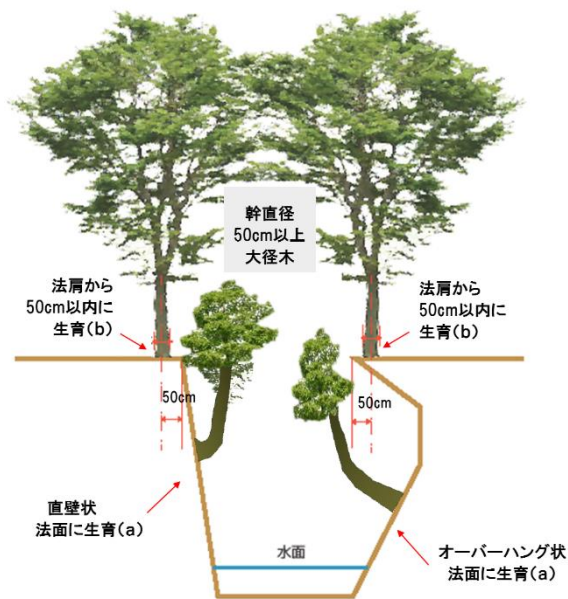
なお、法面への影響や倒伏時の周囲への影響を考慮し、主に幹直径 50 センチメートル以上の大径木を対象としていますが、法面への影響が大きいと判断した場合には、幹直径 50 センチメートル未満の樹木であっても伐採の対象とすることがあります。

16 法面や法肩に生育する樹木を伐採した後は伐根・除去することが望ましいですが、伐根・除去により法面崩落を引き起こす可能性がある場合には、萌芽できるように伐採のみを行います。

17 中流部に生育する幹直径 50 センチメートル以上のケヤキ、コナラ及びクヌギについては、多くが樹高 10 メートル以上に成長しています。また、これらの樹木では、樹高 10 メートルでの推定重量は約 2 トン、樹高 20 メートルでの推定重量は 5～6 トンに達することから、成長した樹木が自重を支えられない等により倒伏した場合、法面の大きな崩落を誘引するだけでなく、仮に水路側に倒れたとしても対岸のフェンスまで到達し、広範囲に被害を与える可能性が高いと考えられます。よって、伐採の対象とする樹木の基準を幹直径 50 センチメートル以上としました。

18 法肩からの距離については、伐採対象となる樹木の基準を幹直径 50 センチメートル以上としていることから、水路側に極めて近い位置に生育している範囲として 50 センチメートルという基準を設定しました。一般的に、樹木の根元直径は幹直径の 1.5 倍程度とされています。

＜水路断面模式図＞



＜直壁状法面に生育(a)＞



＜オーバーハング状法面に生育(a)＞

図-7 伐採対象樹木のイメージ

【事業スケジュール（水路及び法面の保全）】

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
法面保護	モニタリング	目視確認及び横断測量調査（優先整備区間：2～3年ごと、その他の区間：5年ごと）								
	施工	法面保護工（設計・施工）								
樹木管理	作業	樹木処理								

2 名勝「小金井（サクラ）」並木の保存

（１）基本方針

- ア 名勝区間におけるヤマザクラ並木を良好な状態で保存及び復活します。
- イ 「快適な水と緑の空間」として親しまれていること、樹木が環境や景観に貢献していることなどを考慮し、可能な限り、史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑との調和を図ります。
- ウ ヤマザクラの保護や補植に当たっては、関係機関等との協働により、取組を推進します。

（２）施策の進め方

以下の役割分担の下に、ヤマザクラの補植及び維持管理を実施します。また、ヤマザクラの保全状況や補植整備後の周辺環境等について、関係機関が協力して情報共有を図っていきます。

【役割分担】

東京都教育庁：	名勝の管理者としてヤマザクラの補植及び維持管理
当 局：	ヤマザクラを被圧する樹木の剪定及び伐採並びにヤマザクラの補植場所の提供
地元自治体等：	ヤマザクラの苗木の準備及び提供

（３）実施施策

ア ヤマザクラを被圧する樹木への対処

関係機関との協議の上で、ヤマザクラを被圧している樹木の剪定及び伐採により、生育環境の改善を図っていくとともに、剪定及び伐採後の樹木が再度、大径木化する前に剪定等を行うことで、ヤマザクラの生育環境を維持していきます。

イ ヤマザクラの補植

名勝を良好な状態で将来に継承していけるよう、関係機関等が協働し、後継樹の補植及び育成に取り組んでいきます。

後継樹の補植及び育成には、管理者や地元自治体、地元団体等多くの主体が関わることから、平成 21 年に整備活用計画を策定した際に関係機関等で確認した＜名勝「小金井（サクラ）」の補植についての基本ルール＞に基づき、事業を円滑かつ効果的に実施していきます。

また、当局は、水路及び法面の保全にも配慮しながら、東京都教育庁及び地元自治体の要望に合わせて補植適地を提供していきます。

ウ ヤマザクラ並木の維持（ゾーン④のうち補植整備済区間）

これまでの補植整備により形成されたヤマザクラ並木を良好な状態で維持していくため、関係機関と協議の上、ヤマザクラを被圧する樹木の切り株から発生した萌芽が成長してヤマザクラを再度被圧しないよう剪定及び伐採するとともに、年3回程度の下草刈りを実施していきます。

【事業スケジュール（名勝「小金井（桜）」並木の保存）】

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
名勝 「小金井（桜）」	被圧樹木への対処									
	ヤマザクラの補植									
	ヤマザクラ並木の維持（補植整備済区間）									

＜名勝「小金井（サクラ）」の補植についての基本ルール＞

樹種（品種）

- ヤマザクラを原則とすること。
- 江戸時代に吉野（奈良県）や桜川（茨城県）から移植したことなどの系譜や、名勝指定理由（品種が多様であること。）を考慮して選定すること。

配置（場所）

- 植栽に当たっては、適切な間隔（一般的には8メートルから 10 メートル程度の間隔）を取ることにすること。
- 並木の配列については、車道からできるだけ離れた場所（フェンスの内側も含む。）に植栽すること。
- 従前サクラがあった場所に補植する場合、バラ科植物などに見られる「いや地」現象¹⁹を避けるため、史跡の保全に支障のない範囲で事前に土壌改良を行うこと。
- 具体的な植栽場所の選定に当たっては、水路・法面への影響、利用者の通行等に十分配慮すること。

植栽時期

- 一般的にヤマザクラの植栽に相当とされる 11 月中旬から 12 月上旬にかけて及び 2 月中旬から 3 月中旬にかけて行うこと。

日照条件

- できるだけ日照条件の良い場所に植栽すること。
- 日照条件が悪い場合、補植に先立ち被圧樹木の剪定、伐採等を水道局に依頼するなどの対応をとること。

協働する地元団体等

- 以上のルールを着実に実施し、地元の意見を的確に反映した施策となるよう、協働の主体となる地元団体等は、地元自治体から紹介・推薦等のあった団体を原則とすること。

19 同一又は分類学的に近縁な種類の植物を連続して植えた場合、生育が悪くなる現象

〔活用整備〕

3 活用整備の推進

（１）基本方針

玉川上水や名勝「小金井（サクラ）」の来訪者や地元住民等に、玉川上水の歴史的価値とその保存に向けた取組への理解を深めていただくため、3つの目標を設定し、目標に沿った施策を展開していきます。

- | |
|---------------------------------|
| 目標１： 玉川上水の歴史的価値を伝える |
| 目標２： 玉川上水を見せる |
| 目標３： より多くの人が安全・快適に利用し、親しめるようにする |

（２）施策の進め方

- ア 保存整備と並行して、可能な施策から順次実施していきます。
- イ 関係機関が設置及び管理する施設等に関連する施策は、関係機関との連携を図りながら段階的に整備ができるよう努めていきます。

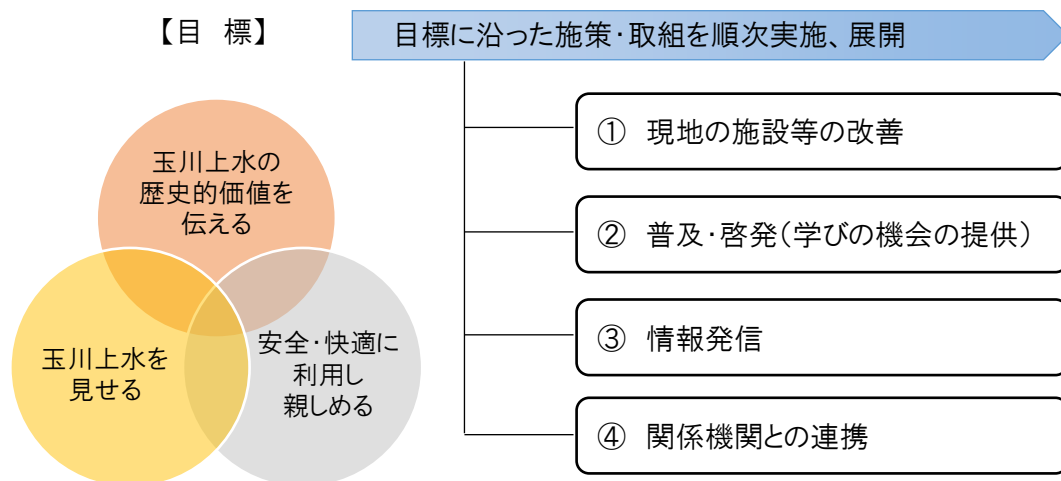


図-8 活用整備施策の体系

(3) 実施施策

ア 現地の施設等の改善

(ア) 説明板の更新

玉川上水の来訪者に、玉川上水が史跡として指定され、また、江戸・東京の水道事業に重要な役割を果たしてきた水道施設であることについて理解を深めていただくため、中流部の7か所に説明板を設置しています。

この説明板について、二次元コードを活用してWeb情報にアクセスできるようにすることで充実を図るなど、より多くの方に玉川上水への理解を深めていただけるよう更新をしていきます。



＜説明板のイメージ＞

＜二次元コードの利用例（東京都水道歴史館の展示）＞

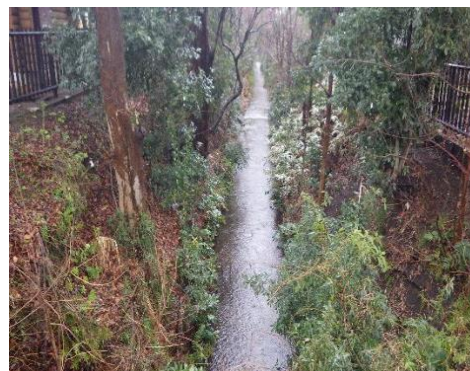
写真-11 二次元コードを活用した説明板のイメージ

(イ) 眺望の確保と公開

玉川上水を来訪した方が水路を眺めながら散策できるように、適切な植生管理を実施して橋からの眺望を確保していくとともに、より多くの方に玉川上水へ来訪していただくきっかけとなるよう、SNS等を活用して玉川上水の四季の様子などを発信していきます。



(整備前)



(整備後)

写真-12 橋からの眺望確保の例

イ 普及・啓発（学びの機会の提供）

（ア）当局施設の活用

当局のPR施設である東京都水道歴史館（東京都文京区）では、玉川上水など江戸・東京の水道事業の歴史に関する文献等の収集や「上水記」などの展示公開等を行っています。

今後も、これらの取組を実施するとともに、情報の充実を図っていきます。



写真-13 「上水記」（東京都指定有形文化財（古文書））

（イ）玉川上水の歴史に触れるイベントの実施

史跡玉川上水への理解を深めていただけるよう、玉川上水の歴史等をテーマとする講演会を開催していきます。

また、より多くの方に玉川上水を訪れていただき、直接、玉川上水を感じることができるよう、引き続き、玉川上水の名所を訪れるウォーキングイベントを開催していきます。



＜玉川兄弟の像＞
羽村市



＜清流復活用水の放流口＞
立川市・小平市



＜史跡玉川上水の碑＞
武蔵野市

写真-14 玉川上水紅葉ウォーキング チェックポイント（令和5年度）

ウ 情報発信

(ア) ホームページの改善

当局ホームページにおいて、玉川上水の情報を容易にまとめて入手できるようポータルサイトを設けていますが、今後も、東京都の各局や地元自治体等と連携しながら、内容を充実させていくとともに、随時、更新を図っていきます。

(イ) パンフレットの作成

玉川上水の現況や歴史を紹介するパンフレットを作成（リニューアル）するとともに、玉川上水沿線の近隣公立施設等へのパンフレットの設置を進めています。



写真-15 玉川上水パンフレット（当局作成）

エ 関係機関との連携

(ア) 散策ルートや便益施設の案内

地元自治体等が設定した散策ルートや、トイレなどの便益施設の御案内等を、当局のホームページにおいても紹介していくなど、関係機関と連携しながら、玉川上水への来訪時の参考となるよう情報を発信していきます。

(イ) 道路・緑道のフェンス

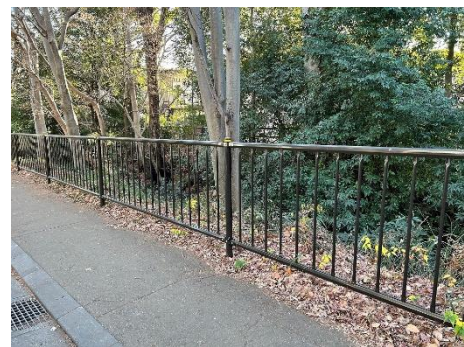
a 景観に配慮したデザインの使用

道路（車道・歩道）や緑道の管理者がそれぞれ設置しているフェンスについて、文化財としてのまとまりを創出するため、今後の更新に当たっては、次のようなデザインとなるよう、フェンスを設置する各管理者に対して働きかけていきます。

- ・存在を強調しすぎないシンプルなデザインで、フェンス外側の利用状況（道路や緑道）や周辺地の景観に調和したものとする。
- ・素材は、保安施設としての耐久性を維持できるもので、可能な限り自然素材を使用する。
- ・存在を強調しすぎない明度及び彩度の低い色彩（道路（車道・歩道）：黒色等、緑道：樹木調の色）とする。
- ・利用状況が短区間で変化する場合、通学路沿いで特段の配慮を要する場合など、別途デザインや規格を検討するべきと考えられる場合には、関係機関で協議していくこととする。



＜緑道沿いのフェンス＞
（東橋下流）



＜道路（歩道）沿いのフェンス＞
（幸橋下流）

写真-16 道路・緑道沿いのフェンスの例

b 安全性の確保

玉川上水の水路深は約3～8メートルあることから、水路への転落等を防止し、より安全に利用できるようにするため、道路（車道・歩道）や緑道の管理者がそれぞれ設置しているフェンスについて、柵の高さが1.1メートル以上となるよう、各管理者に対して働きかけていきます²⁰。

20 高さの考え方は、以下の資料を参考としました。

国土交通省「防護柵の設置基準（平成16年4月1日適用）」第3章 歩行者自転車用柵
東京都福祉局「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（令和5年10月1日施行）」
3 公園編 ⑤転落防止等

【事業スケジュール（活用整備）】

年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
活用整備	説明板	企画・検討 更新 維持管理、情報更新（随時）									
	SNS	企画・検討 実施（随時）									
	講演会	企画・検討 関係機関調整 実施（隔年）									
	ワークショップ	実施									
	HP改善	検討 情報更新（随時）									
	パンフ	検討 改訂 内容の見直し									

第Ⅴ章 植生管理

玉川上水は、貴重な「土木施設・遺構」であると同時に、「快適な水と緑の空間」として都民に親しまれています。

史跡や名勝の歴史的価値の保存を図りながら、玉川上水の現況を踏まえ、以下の基本方針のもとに、適切な植生管理を行っていきます。

1 基本方針

（１）史跡・名勝と一体となった「快適な水と緑の空間」の管理

水路及び法面の保全やヤマザクラ並木の保存に取り組むとともに、貴重な「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「快適な水と緑の空間」を適切に管理しながら、後世に継承していきます。

（２）安全性と快適性の確保

倒木の危険性がある樹木の点検、安全や景観等に配慮した樹木の維持管理を計画的に行い、周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保していきます。

（３）生物多様性の保全

多様な生物が生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた管理を適切に行い、エコロジカル・ネットワーク²¹の形成に寄与することを目指していきます。

（４）モニタリングの実施

自然環境の変化を把握できるよう、指標となる種などを中心にモニタリング調査を実施していきます。

（５）多様な主体との連携

地元住民や地域の団体、玉川上水を管理する関係機関など、多様な主体との情報共有や連携に努めていきます。

21 優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク

2 管理内容

(1) 大径木等の管理

史跡・名勝の歴史的価値の保存を図るため、法面に影響を与える大径木の伐採による管理を行っていきます。また、ヤマザクラを被圧する樹木の剪定及び伐採による管理とともに、補植整備済区間においても、ヤマザクラを被圧する樹木の切り株から発生・成長した樹木の剪定及び伐採を実施していきます。



＜法面に生育する大径木（再掲）＞ ＜伐採木の萌芽によるヤマザクラの再被圧（再掲）＞

写真-17 保存整備に伴う植生管理の対象箇所例

(2) 枯損木等の伐採・剪定

より多くの方が玉川上水を安全・快適に利用し、また、親しめるようにするため、枯損木等の伐採及び剪定による安全性や眺望の確保、樹木の点検等による倒木対策に努めていきます。

ア 枯損木等の伐採及び剪定

倒木防止を図る観点から、枯損木は優先的に伐採するとともに、周辺の民有地や道路へ越境する樹木及び水路の眺望を著しく妨げる樹木の剪定を行います。

イ 害虫による枯死被害への対策

被害状況を把握し、害虫防除の処置や枯死被害木の伐採を行います。



＜道路側へ越境する樹木＞



＜剪定作業実施後＞

写真-18 植生管理の実績例

(3) 樹木及び林床管理

ゾーンごとの生物の生育・生息状況や周辺環境の特徴に対応した樹木及び林床の管理を行い、生物多様性の保全に努めるとともに、環境変化に対するモニタリングを行っています。

ア 樹木管理

- (ア) コナラ、クヌギやケヤキ等の大径木化が進行する場所では、樹勢の低下した樹木などを中心に抜き切りを実施し、樹林の若返りを図っていきます。
- (イ) 常緑広葉樹が増加傾向にある場所や立木の密度が高い場所等では、林床に光が届く明るい雑木林とするため、現地調査の結果等を踏まえながら、必要に応じて常緑広葉樹等の間伐や外来種の除伐²²を実施していきます。

イ 林床管理

- (ア) 柵内の平坦地の下草刈りを定期的に行います。
- (イ) アズマネザサなどササ類の繁茂が著しい場所では、状況に応じて刈り取りを行っています。
- (ウ) 希少種の生育が確認される場所では、可能な限り下草刈りの時期や範囲に配慮し希少種の保全に取り組んでいます。
- (エ) 外来種の侵入に注意し、特定外来種が確認された場合には除去に努めます。

3 モニタリング

(1) 毎木調査 【5年程度ごとに実施】

水路の法面及び法肩に生育する樹木を対象に、定期的な毎木調査及び樹木診断を実施して樹木の生育状況及び健全度の把握に努めています。

また、樹木診断で健全度の低下が確認された樹木については、継続してフォローアップ調査を実施していきます。

(2) 自然環境調査 【10年程度ごとに実施】

中流部の自然環境の状態を広域的に把握するため、中流部全域を対象として生物調査を実施し、中流部に生息・生育する動植物の基礎的データを収集していきます。

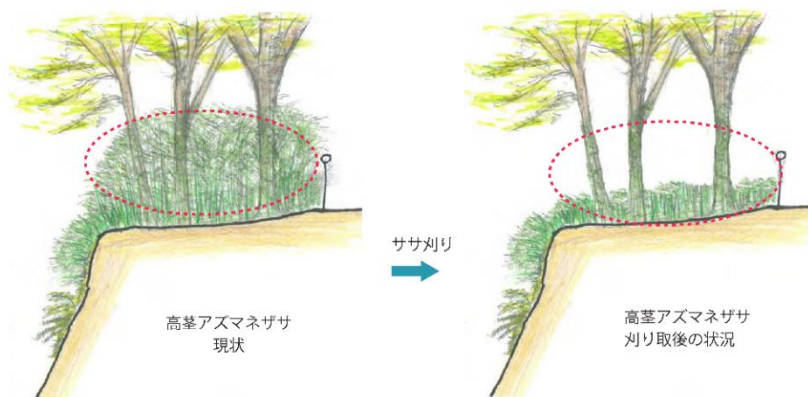
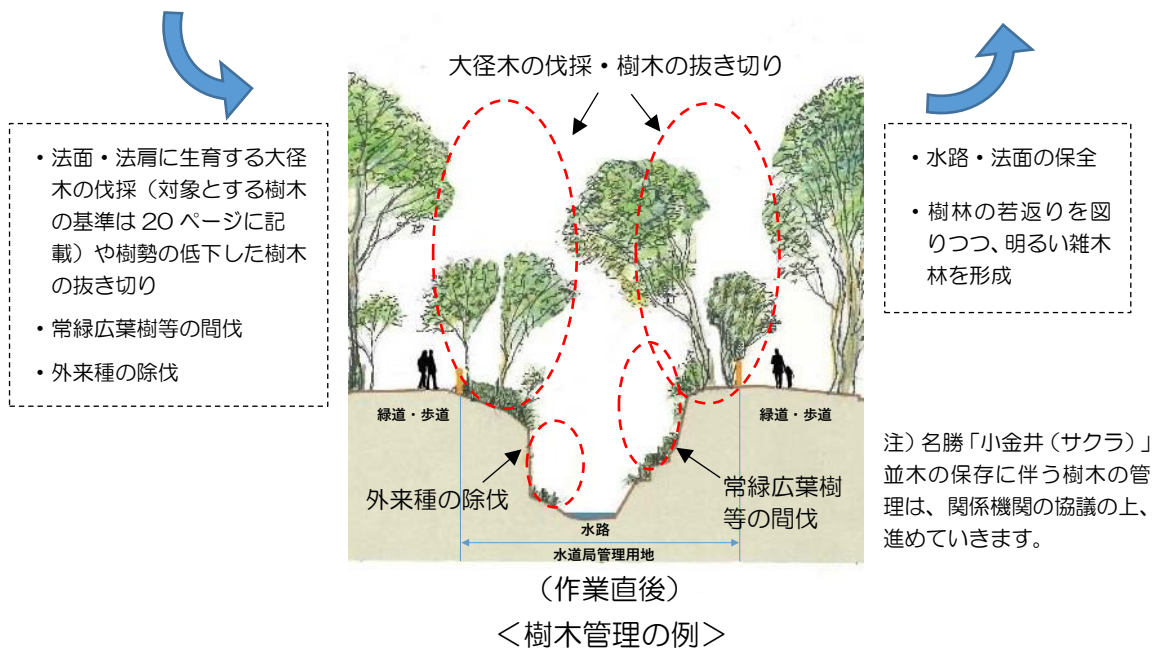
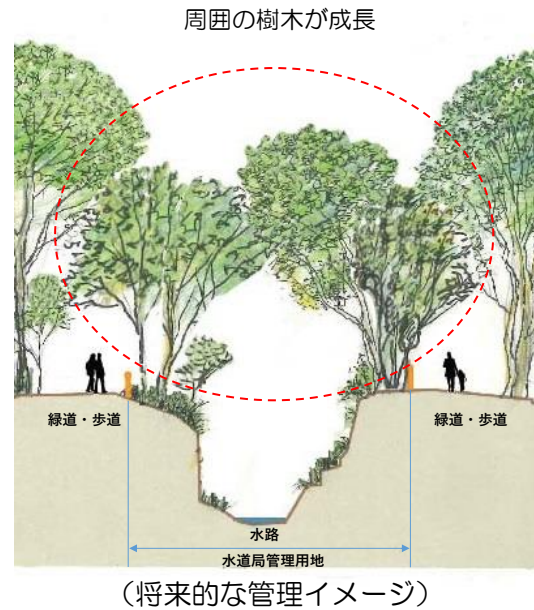
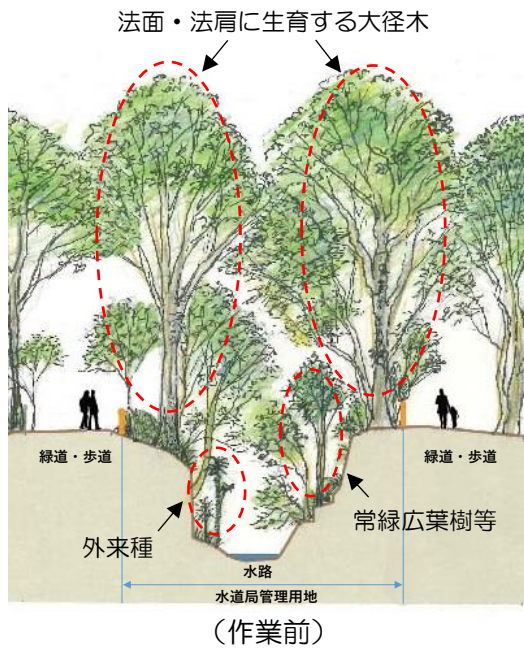
22 目標とする有用な樹木の成長を阻害する不要な中低木を取り除くため、伐採する作業

（３）区画調査 【３年程度ごとに実施】

各ゾーンに調査対象区画を設定し、自然環境調査よりも短いスパンで植物や昆虫を対象とした調査を実施することで、自然環境の変化をより詳細に把握していきます。

【事業スケジュール（植生管理）】

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
植 生 管 理	モ ニ タ リ ン グ	毎木調査（５年ごと）及びフォローアップ調査								
	調 査 準 備	区画調査（３年程度ごと）、自然環境調査（１０年程度ごと）								
	作 業	樹木処理及び下草刈り								



＜林床管理の例（ササ刈り）＞

図-9 植生管理断面図（イメージ）

コラム 玉川上水中流部にみられる生き物

玉川上水の水の流れとその周辺に形成された緑地帯の自然環境には、多様な生き物が生育・生息しています。当局では、令和4年度から令和5年度にかけて、中流部（小平監視所から浅間橋までの18キロメートル）において自然環境調査を実施しました。その結果、植物708種、昆虫類131種、鳥類23種、その他25種（哺乳類等）が確認され、次のような特徴がありました。

緑道と一体になったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林を形成する上流域には、キンランやギンランなどの明るい林床を好む重要種の植物や、コクワガタやカブトムシなどの樹林性の昆虫が見られ、鳥類ではオナガやカワセミなどの重要種が確認されました。

名勝「小金井（サクラ）」に指定されている中流域では、ヤマザクラの補植によりサクラ並木を形成している区間の明るい草地にニリンソウなどの重要種が広範囲で確認されました。開花植物も多く、上流域や下流域に比べてハナアブ類などの訪花性の昆虫類が多く確認されていることも特徴的です。

落葉広葉樹と常緑樹の混交林を形成する下流域では、全体的に緑地帯の幅が狭く、法面も勾配があるため、植物や昆虫の種は上流域や中流域に比べてやや単調な傾向でしたが、アズマザサやヒトツバハギなどの重要種の植物が見られ、鳥類では樹林性のアオゲラ、アオバトや、重要種であるツミ、カワセミ、オナガなども確認されています。



キンラン
＜重要種＞



カワセミ
＜重要種＞



オオシオカラトンボ



ノカンゾウ
＜重要種＞



オナガ
＜重要種＞



ルリタテハ

第Ⅵ章 計画の進め方等

1 地元や関係機関との連携

中流部の保存整備や活用整備を行うに当たり、地元住民や地域の団体、関係機関との連携を円滑に進めるため、既存の協議会の活用に加え、当局では、中流部沿線の区市において、年1回、エリアごとに法面保護工事や植生管理作業等に関する説明会を開催してきました。

引き続き、説明会の開催などを通じて、地元自治体を窓口とした情報伝達や意見交換を行っていきます。

2 災害時の対応

保存管理計画において、災害による損壊等の非常時には、史跡・名勝の保存及び機能の維持に配慮し、応急措置を実施することと定めており、これまでも災害による損壊等を確認した際は、速やかに応急復旧作業を行ってきました。

今後も、関係機関と密接に連携しながら、災害時には速やかに応急復旧を行い、史跡・名勝の保存と機能の維持に努めていきます。

3 ゾーニングとモニタリングの活用

今回の改定では、新たに、中流部を7つのゾーンに区分した上で、次ページに記載したように、それぞれの課題に対応した施策及び管理方針を定めました。また、水路及び法面の形状、樹木の生育状況等に関する定期的なモニタリング調査を実施することとしました。

今後は、ゾーンごとの課題を踏まえつつ、モニタリング調査の結果や新技術を活用しながら維持管理を行います。また、計画期間の終了期には、モニタリング調査等で蓄積したデータを踏まえて検証を実施し、その後の取組に反映させていきます。

保存整備施策及び植生管理方針

ゾーニング		玉川上水中流部 全域							
		ゾーン① 小平監視所～いこい橋	ゾーン② いこい橋～小川水衛所跡	ゾーン③ 小川水衛所跡～小金井橋	ゾーン④ 小金井橋～境橋	ゾーン⑤ 境橋～萬助橋	ゾーン⑥ 萬助橋～東橋	ゾーン⑦ 東橋～浅間橋	
保存管理 の目標		○「土木施設・遺構」を良好な状態で将来に継承							
		—		○「ヤマザクラ並木の美しい景観」を将来に継承		—			
		○ 憩いの空間として国民に親しまれる場を将来に継承							
保存 整備	課題	全域	・法面や法肩に生育する樹木の大径木化が進行						
		ゾーン別	水路	・法面の後退により、形状が直壁状（左岸）、オーバーハング状（右岸）に変化 ・法面や法肩に多くの大径木が生育 ・法面の崩落（法面保護工施行が多い）		—	—	—	・法面の後退傾向 ・法面や法肩に多くの大径木が生育
			ヤマザクラ			・高木が繁茂して既存のヤマザクラを被圧することで、生育環境に影響 【※】伐採した樹木の萌芽が成長しヤマザクラを再被圧			
			全域	・目視確認、横断測量調査により、水路や法面の状況をモニタリング ・モニタリングにより、崩落等の発生や兆候が認められた箇所、護岸の大きな変状が確認された箇所から優先して、法面保護工を実施 ・法面や法肩に生育する樹木のうち、法面等の崩落に伴い倒伏するおそれの高い樹木や過度な根系発達により法面の形状変化を進行させるおそれの高い樹木の伐採（法面崩落を引き起こす可能性がある場合は萌芽できるように伐採）					
	施策	ゾーン別	水路	・ 2 ～ 3 年ごとにモニタリング ・ 計画的な法面保護工の実施		・ 5 年ごとにモニタリング		・ 2 ～ 3 年ごとにモニタリング ・ 計画的な法面保護工の実施	・ 5 年ごとにモニタリング
			ヤマザクラ			・ 関係機関と協議の上、ヤマザクラの被圧樹木を剪定・伐採 ・ 東京都教育庁等の要望に合わせ、ヤマザクラの補植適地を提供 【※】萌芽から成長した樹木を剪定・伐採			
植生 管理	課題	全域	・ 台風等による倒木 ・ アズマネザサ等のササ類の繁茂による林内のやぶ化						
		ゾーン別	・ コナラ・クヌギ等の大径木化の進行とナラ枯れ ・ 常緑広葉樹の増加傾向により、落葉広葉樹の稚樹生育を阻害する可能性		・ 高木が繁茂して既存のヤマザクラを被圧することで、生育環境に影響 ・ ケヤキ等の大径木化の進行（樹林の更新を図る必要）	【※】伐採した樹木の萌芽が成長しヤマザクラを再被圧（再掲）	・ 常緑広葉樹の増加傾向やササ類の繁茂により、鬱閉された箇所が多く見られ、落葉広葉樹の稚樹生育を阻害する可能性		
			全域	・ 毎木調査や自然環境調査等により、樹木の健全度や自然環境の変化をモニタリング ・ 倒木防止を目的として枯損木を優先的に伐採するとともに、周辺道路等への越境樹木及び水路の眺望を著しく妨げる樹木の剪定を実施 ・ 樹林の若返りや明るい雑木林の環境として管理できるよう、必要に応じて、樹勢の低下した樹木を中心とした抜き切りや、常緑広葉樹が増加傾向にある場所等での間伐を実施 ・ 定期的な下草刈りと併せて、状況に応じてササ刈りを実施 ・ 希少種の生育が確認される場所では、可能な限り希少種の保全に配慮するとともに、特定外来種が確認された場合は除去に努める					
管理 方針	ゾーン別	・ ナラ枯れ防除の処置や枯死被害木の伐採 ・ 大径木を少しずつ抜き切りし、樹林の若返りを図るため、樹種を選別し、成長を促しながら、多様な構成種を維持 ・ シュロやトウネズミモチ等の外来種は除伐し、高木となるシラカシ等の高木は明るい林内となるよう間伐		・ 関係機関と協議の上、ヤマザクラの被圧樹木を剪定・伐採 ・ ケヤキは成長が早いため、大径木化しないよう抜き切りし、樹林の更新を図る	【※】萌芽から成長した樹木を剪定・伐採（再掲）	・ ムクノキ、イヌシデ、エゴノキ等の落葉広葉樹や、シラカシやアラカシ等の常緑樹（ゾーン⑤・⑥）、ヒノキやサワラ等の針葉樹（ゾーン⑦）が混成する現状の樹林環境を維持できるよう、必要に応じて間伐等を実施 ・ 広範囲でアズマネザサが分布する箇所では、基本的に刈り取り、広葉樹の実生や草本が生育できる環境となるよう努める			

※ゾーン④のうち、補植整備済区間のみに該当

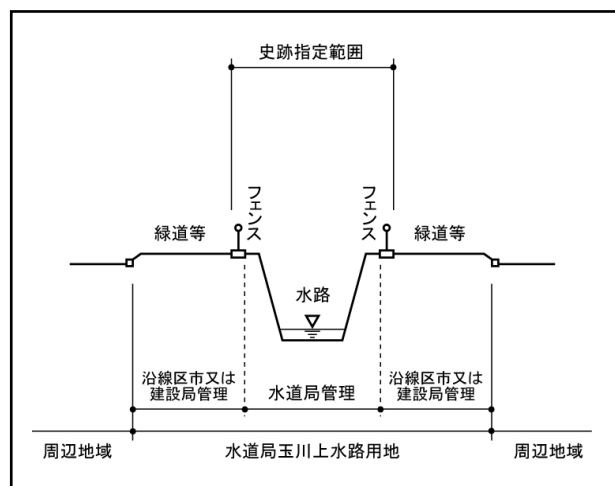
附属資料

附属資料 1 史跡・名勝指定区間・範囲

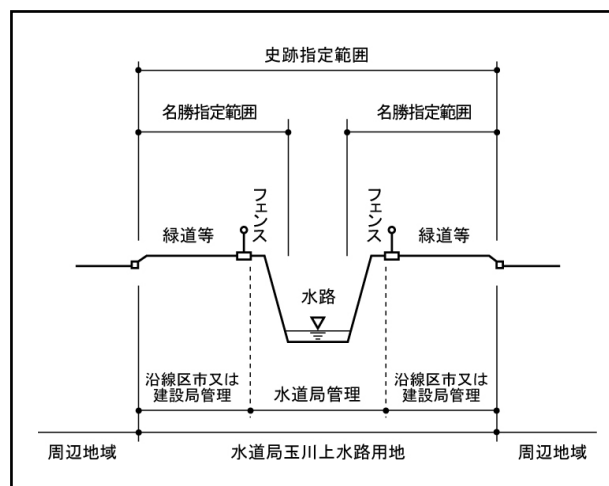


区間	範囲
上流部	羽村取水口～小平監視所
中流部	小平監視所～浅間橋
名勝指定区間	小川水衛所跡～境橋
下流部	浅間橋～四谷大木戸（ただし、開渠区間のみ）

＜史跡及び名勝指定区間図＞



史跡指定に係る範囲



史跡・名勝指定に係る範囲

＜史跡及び名勝指定区間範囲図（断面）＞

附属資料2 史跡玉川上水整備活用計画検討委員会設置要綱

（目 的）

第1条 史跡玉川上水整備活用計画について検討するため、玉川上水中流部の具体的な整備活用等に関して、学識経験者等の識見と経験から意見・助言を得ることを目的に、「史跡玉川上水整備活用計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるとともに、助言を行う。

- （1） 史跡玉川上水の保存管理に関すること。
- （2） 史跡玉川上水の整備活用に関すること。
- （3） その他必要と認める事項に関すること。

（構 成）

第3条 検討委員会は、6名以内の委員で構成し、委員は、水道局長が委嘱する。

（任 期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座 長）

第5条 検討委員会に、委員の互選による委員長を置く。

2 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（関係者の出席）

第6条 委員長は必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者を出席させ、又は他の方法により意見を聞くことができる。

(会議等の公開)

第7条 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議等」という。）は、原則として公開とする。ただし、委員長は公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(検討委員会の庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、東京都水道局経理部管理課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する

【委員名簿】

◎委員長 ○委員長代理 (五十音順、敬称略)

委 員 氏 名	所 属 等*
石飛 博之	公益財団法人給水工事技術振興財団専務理事
◎ 亀山 章	東京農工大学名誉教授
○ 篠原 修	東京大学名誉教授
知花 武佳	政策研究大学院大学教授
鶴田 由美子	公益財団法人日本自然保護協会参事
吉田 ゆり子	東京外国語大学名誉教授

(※令和6年4月現在)

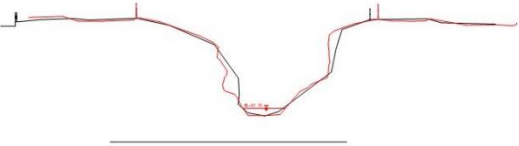
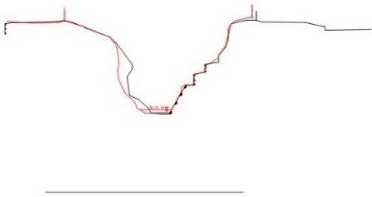
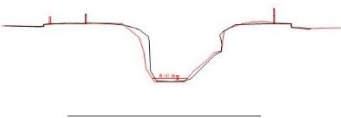
附属資料3 史跡玉川上水整備活用計画改定の検討経緯

開催日	名称	内容（議事等）
令和5（2023）年 5月23日	第1回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会	・「史跡玉川上水整備活用計画」概要 ・施策の取組状況と現状 ・計画改定の方向性
令和5（2023）年 9月4日	第2回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会	・計画改定検討の前提条件 ・保存整備の進め方
令和5（2023）年 11月7日	史跡玉川上水整備活用計画の改定に係る住民説明会	・計画の改定に係る検討状況について ・意見交換
令和5（2023）年 12月25日	第3回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会	・植生管理の進め方 ・保存整備の進め方・施策案 ・活用整備の進め方
令和6（2024）年 2月9日	史跡玉川上水整備活用計画の改定に係る住民説明会（第2回）	・計画の改定に係る検討状況について ・意見交換
令和6（2024）年 3月28日	第4回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会	・植生管理の進め方・管理案 ・活用整備の進め方・施策案 ・改定計画について

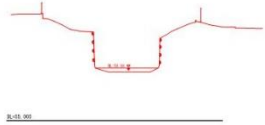
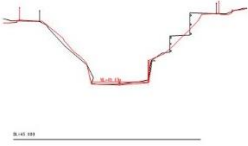
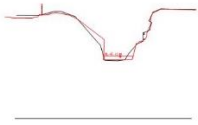
附属資料4 意見募集（パブリックコメント）

パブリックコメント実施後、いただいた御意見を
こちらに掲載いたします。

附属資料 5
 中流部の水路・法面の現況

ゾーン	ゾーン1 (小平監視所～いこい橋)	ゾーン2 (いこい橋～小川水衛所跡)	ゾーン3 (小川水衛所跡～小金井橋)	ゾーン4 (小金井橋～境橋)
水路の主な特徴	直壁状、オーバーハング状の法面が連続する、深い素掘り開渠			傾斜状の水路
水路の断面形状 (注1及び注2)	【小平監視所～西中島橋】 	【いこい橋～新小川橋】 	【貫井橋～小金井橋】 	【新小金井橋～関野橋】 
水路深の目安 (注3)	7～8メートル	4～8メートル	5～6メートル	3～5メートル
水路・法面の現況 (注4、注5及び注6)	 右岸  右岸 ⇄ 左岸 小平監視所～西中島橋 ＜擬木柵、連続繊維補強土工＞ 西中島橋～小川橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵＞  右岸 ⇄ 左岸  右岸 ⇄ 左岸 百石橋～寺橋 ＜練石積＞ 百石橋～寺橋	 右岸 ⇄ 左岸  右岸 ⇄ 左岸 いこい橋～新小川橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵(右岸)＞ 新小川橋～鷹の橋  右岸 ⇄ 左岸  右岸 新小川橋～鷹の橋 ＜擬木柵(右岸)＞ 久右衛門橋～鎌倉橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵＞	 右岸  右岸 ⇄ 左岸 一位橋～桜橋 桜橋～八左衛門橋  右岸  右岸 小桜橋～西屋橋 ＜コンクリート擁壁、練石積＞ 貫井橋～小金井橋 ＜空石積＞	 右岸 ⇄ 左岸  右岸 小金井橋～陣屋橋 ＜空石積＞  右岸 ⇄ 左岸  右岸 ⇄ 左岸 新小金井橋～関野橋 ＜コンクリート擁壁＞ 曙橋～くぬぎ橋

【参考】 大正期から昭和40年頃 の玉川上水の様子	 (①：昭和17年 野火止用水分水口上流)	 (②：昭和32年頃 たかの台付近)	 (③：昭和32年頃 喜平橋付近)	 (④：昭和29年 梶野橋上流)
---	---	--	---	--

ゾーン	ゾーン5 (境橋～萬助橋)	ゾーン6 (萬助橋～東橋)	ゾーン7 (東橋～浅間橋)	(脚注)
水路の主な特徴	傾斜状の水路	急傾斜の法面と多数の護岸	傾斜状で比較的深い素掘り開渠	注1：赤線は令和4年度横断測量調査結果を、黒線は平成19年度横断測量調査結果を示している。ただし、測量方法の差異により、中心位置が一致していない可能性がある。
水路の断面形状 (注1及び注2)	【桜橋～松美橋（注7）】 	【宮下橋～東橋】 	【岩崎橋～浅間橋】 	注2：断面図左側が左岸を、右側が右岸を示している。
水路深の目安 (注3)	4メートル	4～6メートル	5～6メートル	注3：これまで実施した現地調査結果等を参考に、各ゾーンの目安を示している。
水路・法面の現況 (注4、注5及び注6)	 右岸 ⇄ 左岸 独歩橋～桜橋  右岸 ⇄ 左岸 松美橋～大橋 ＜コンクリート擁壁＞  右岸 ぎなん橋～けやき橋 ＜ふとん籠工＞  右岸 ⇄ 左岸 三鷹橋～むらさき橋 ＜コンクリート擁壁(左岸)＞	 左岸 井の頭橋～若草橋 ＜水生生物用ﾌﾞﾛｯｸ、緑化ﾌﾞﾛｯｸ＞  右岸 ⇄ 左岸 若草橋～宮下橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵＞  左岸 宮下橋～東橋 ＜大型ﾌﾛｯｸ積工＞  右岸 宮下橋～東橋 ＜練石積＞ ＜連続繊維補強土工、植生土のう＞	 右岸 長兵衛橋～牟礼橋 ＜コンクリート擁壁＞  右岸 ⇄ 左岸 牟礼橋～兵庫橋  右岸 牟礼橋～兵庫橋 ＜コンクリート擁壁、擬木柵＞  右岸 ⇄ 左岸 岩崎橋～浅間橋 ＜木柵(右岸)＞	注4：写真は令和2年1月から2月にかけて撮影したものである。 注5：写真の左側が右岸を、右側が左岸を示している。 注6：――は平成21年に策定した整備活用計画により施工した箇所を、――は計画策定より前から存在する護岸を指している。 注7：平成19年度の横断測量調査結果が無いため、令和4年度の横断測量調査結果のみ掲載している。

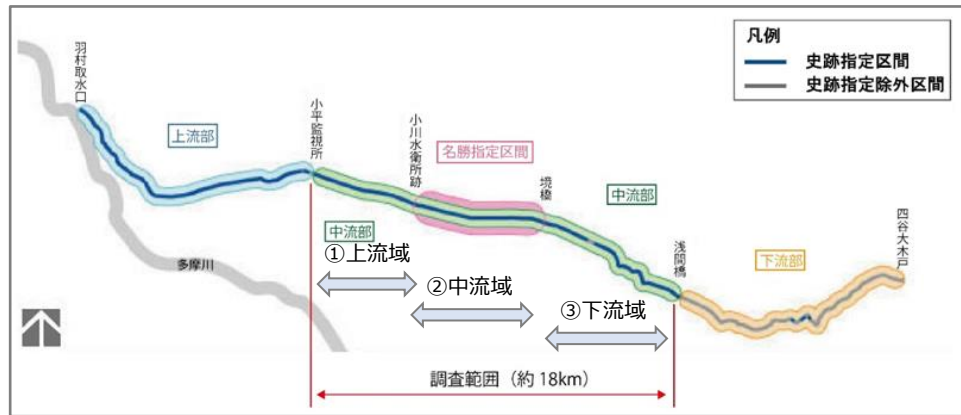
【参考】 大正期から昭和40年頃 の玉川上水の様子	 (⑤：昭和8年頃 境浄水場付近)	 (⑥：大正～昭和前期 牟礼分水口付近)	 (⑦：大正～昭和前期 烏山分水口付近)	(出典) 【写真①、④、⑥及び⑦】 東京都水道歴史館所蔵 【写真②及び③】 小平市立図書館所蔵 【写真⑤】 「境浄水場拡築工事概要」 東京都水道局、昭和8年3月
---------------------------------	--	--	--	---

附属資料 6 中流部の自然環境調査結果

【調査の概要】

令和4年度から令和5年度にかけて、小平監視所から浅間橋までの原則として水路を挟むフェンス間を調査対象地とし、下図の3つのエリアに区分して自然環境調査（※）を実施しました。

※植物調査：植物相・林床植生、動物調査：小動物・鳥類・昆虫類・水生生物



＜植物相調査＞

早春季・春季・夏季・秋季調査を通じて、人里の林内や草地に一般的に見られる種を中心に、130科708種（亜種変種含む。）が確認され、重要種としては、キンラン、ギンラン、エビネなど、27科47種が確認されました。

上流域の高木層は、コナラ、イヌシデ等が多くみられ、イヌザクラ、エノキ、エゴノキなどが混生し、武蔵野の面影を色濃く残す雑木林が発達しています。林内は比較的開けており、キンラン、ギンラン、ホソバヒカゲスゲ、ヤマジノホトトギスなど、明るい林床を好む種が生育しています。

中流域は全体としてはケヤキの大径木が目立つ落葉広葉樹林となっており、ヤマザクラ、ムクノキなどが混生している区間とヤマザクラを中心にサクラ並木として管理されている区間に分かれています。明るい樹林下では、アマナ、ニリンソウ、ノカンゾウが広範囲で多数確認されたほか、ノジトラノオ、ヒトツバハギなどが見られます。

下流域では、ムクノキ、ケヤキ、エノキ、コナラなどの落葉広葉樹林が広くみられ、一部に竹林やヒノキ等が生育しています。全体的に緑地帯の幅が狭く、法面も勾配があるため、生育種はやや単調となっていますが、比較的傾斜が緩く明るい林床では、アズマザサ、ヒトツバハギ、キンランなどが見られます。

＜小動物調査（哺乳類、爬虫類、両生類）＞

春季・夏季・秋季・冬季調査を通じて、哺乳類は2目4科4種、爬虫類は2目6科6種確認されました。本調査においては、両生類は確認されませんでした。重要種については、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アズマモグラなど6種が確認され、特定外来生物ではアライグマ及びミシシippアカミミガメが確認されました。

玉川上水周辺は、小動物の生息には適さない市街地となっていますが、上水沿いに残された樹林や草地は、これらの哺乳類や爬虫類の重要な生息環境となっています。哺乳類については、痕跡や無人撮影により、アズマモグラとハクビシンが確認されました。また、爬虫類については、水路沿いの樹林や草

地でニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビが確認されたほか、水辺でミシシippアカミミガメが確認されました。

＜鳥類調査＞

春季・夏季・秋季・冬季調査を通じて、樹林・林縁を生息環境とする種や都市環境に適応した種を中心に、9目23科37種の鳥類が確認されました。重要種では、カワセミやモズ、オナガなどの10科12種が確認され、特定外来生物ではガビチョウが確認されました。

上流域ではクヌギ、コナラ等の高木が発達しており、多くの鳥類が確認されました。特に、重要種のオナガ、カワセミ、イカルなどが確認されていることが特徴です。

中流域では、コゲラやメジロ等のほか、重要種のオナガ、ヤマガラ等が確認されていますが、他の区間と比べて確認種数がやや少ない傾向にありました。

下流域の林相は、落葉広葉樹と常緑樹が混交した樹林で、大規模緑地である井の頭公園に隣接する区間もあり、多くの鳥類が確認されています。ただし、多くは都市部に見られる一般的な種類でした。松影橋付近でも緑地に接し、樹林性のアオゲラやアオバトなどが確認されているほか、土壁にカワセミの営巣も確認されており、重要な場所となっています。この区間では、重要種であるツミ、カワセミ、オナガ等が確認されています。

＜昆虫類調査＞

春季・夏季・秋季調査を通じて、樹林性や草地性の種など、15目131科444種が確認されました。重要種では、ハグロトンボ（春季・夏季・秋季）、ダイミョウセセリ（夏季・秋季）、ハチモドキハナアブ（夏季）、ヒゲブトハナムグリ（春季）など9科10種が確認され、特定外来生物ではアカボシゴマダラが全域的に確認されました。

上流域では、コクワガタ（夏季）、カブトムシ（夏季）、エゾオナガバチ（春季）など、樹林性の種（主に雑木林などに生息する種）が多く確認されました。

中流域では、開花植物も多く、ハナアブ類やハナバチ類などの訪花性の種も他の区間に比べて多く見られました。昆虫類の生息環境としては、樹林とその林縁に広がる明るい草地が主要なものであり、他の区間に比べて多様な環境が維持されていると言えます。

＜水生生物調査＞

春季・秋季調査を通じて、魚類4種、トンボ類4種など、4綱10目15科20種の水生生物が確認されました。重要種ではハグロトンボ、オオアメンボ、ホンサナエが確認され、特定外来生物ではアメリカザリガニが確認されました。

上流域は、水深は比較的浅く、小規模な瀬と淵が連続する区間です。カワムツやカワヨシノボリなどの魚類やオナガサナエなどの昆虫類が特徴的にみられ、安定した水生生物相がみられました。

中流域は、一部に瀬や淵もみられますが、流れの緩やかなトロ状の環境が多くみられ、そのような環境では水深が比較的深く、1メートル以上の場所もあります。特に、小金井橋付近は流れが緩やか且つ直線的で単調な環境になっており、このような場所では水生生物は少ない状況にありました。

下流域は、全体的に樹木に覆われ、暗く鬱蒼としている場所が多く、こうした暗い場所でも、水生生物は少ない状況にありました。

【参考】確認された生物種数と重要種

項目	確認数		重要種（※1）				
動植物調査結果	科数	種類数	科数	種類数	環境省重要種	東京都重要種	種名（※2）
植 物	130	708	27	47	9	42	コヒロハハナヤスリ、マツサカシダ、コモチシダ、ヘラシダ、トウゴクシダ、アスカイノデ、ネズミサシ、ハンゲショウ、ウマノスズクサ、 ニッケイ 、カタクリ、ホトギス、アマナ、 シラン 、 エビネ 、ギンラン、 キンラン 、ササバギンラン、 クゲヌマラン 、 マヤラン 、コクラシ、アヤメ、ノカンゾウ、ヒメニラ、キツネノカミソリ、アマドコロ、ヤマズメノヒエ、ホソバヒカゲスゲ、アズマザサ、イカリソウ、ニリンソウ、イチリンソウ、キクザキイチゲ、アズマイチゲ、チダケサシ、レンリソウ、キハギ、クララ、ツルフシバカマ、エドヒガン、 シロヤマブキ 、エビガライチゴ、ヒトツバハギ、 ノジトラノオ 、コムラサキ、カリガネソウ、 フシバカマ
哺乳類	4	4	1	1	0	1	アズマモグラ
爬虫類	6	6	5	5	1	5	ニホンスッポン 、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ
両生類	0	0	0	0	0	0	
鳥 類	23	37	10	12	1	12	アオバト、ダイサギ、コサギ、ツミ、 オオタカ 、カワセミ、アオゲラ、モズ、オナガ、ヤマガラ、ウグイス、イカル
昆虫類	131	444	9	10	2	8	ハグロトンボ、マユタテアカネ、リスアカネ、ダイミョウセセリ、ヒカゲチョウ、ハチモドキハナアブ、ヒゲブトハナムグリ、アカアシオアオカミキリ、 オオセイボウ 、 モンズズメバチ
水生生物	15	20	3	3	0	3	ハグロトンボ、ホンサナエ、オオアメンボ

※1 重要種とは環境省又は東京都のレッドリストに掲載されている種を指す。

※2 重要種のうち環境省のレッドリストに掲載されている種は赤字で記載している。

＜爬虫類＞



ニホンカナヘビ



ヒガシニホントカゲ



ニホンスッポン

＜植 物＞



キンラン



マヤラン



エビネ



ギンラン



ノジトラノオ



アマナ

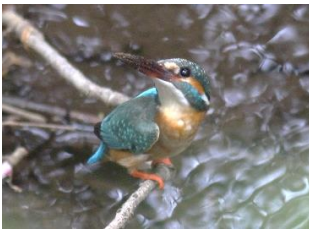


ニリンソウ



アズマザサ

＜鳥 類＞



カワセミ



オナガ



コサギ



ヤマガラ

＜昆虫類＞



マユタテアカネ



ヒゲブトハナムグリ



ハチモドキハナアブ



オオセイボウ

＜水生生物＞



ハグロトンボ



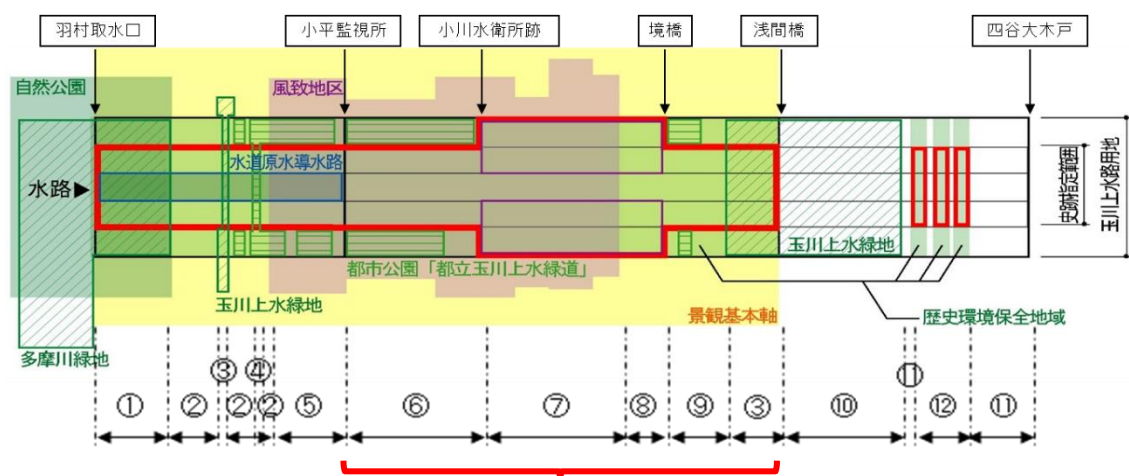
ホンサナエ



オオアメンボ

附属資料 7 玉川上水に関する関係法令・計画等

(「史跡玉川上水保存管理計画書」P15 より)



中流部

指定区域名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
史跡「玉川上水」	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
名勝「小金井（桜）」							○	○				
玉川上水風致地区					○	○	○					
都市計画玉川上水緑地			○							○		
都市計画多摩川緑地	○											
都立羽村草花丘陵自然公園	○											
玉川上水歴史環境保全地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
玉川上水景観基本軸	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
水道原水導水路	○	○	○	○	○							
都市公園「都立玉川上水緑道」				○								

*⑩⑪（灰色の網掛け部分）は、史跡指定範囲外

*玉川上水景観基本軸については、平成 19 年から景観法に基づく東京都景観計画に位置づけられている。

附属資料 8 現状変更等に係る行為に対する許可等の取扱方針一覧

現状変更に係る行為に対する許可等の区分	許可・届出を必要としない行為	届出による対応で、許可を必要としない行為
現状変更に係る行為の分類	保存管理としての維持管理	保存管理としての復旧（修理）
現状変更に係る行為に対する許可等の取扱方針	① 史跡と名勝の保存に係る「維持管理」は、許可・届出を必要としない行為と捉え、継続できるようにする。	② 史跡と名勝の価値を継承するための「復旧（修理）」は、届出による対応で、許可を必要としない行為と捉え、史跡と名勝の保存に影響のない範囲で行う。
具体的な現状変更等に係る行為	ア 水路機能維持のための管理行為 - 水路の維持管理（あぐた 芥揚げ・水路清掃・浚渫・水路内の土砂等堆積物や植物（シュロ、アオキ等）の除去）等 - 分水施設の手動バルブの保守点検・日常的な補修等 イ 小金井サクラのための管理行為 - ヤマザクラの剪定、添え木等の設置、病虫害防除、清掃、施肥等 ウ その他の維持管理行為 - 水衛所跡や第2水門、スクリーン等の近代水道関連施設における日常的な補修、清掃等 - 橋梁の日常的な補修（塗装の同系色での塗り替えを含む。）、橋面や高欄が破損した場合の応急措置、橋面清掃、保守点検等 - 横断管路等の日常的な補修（塗装の同系色での塗り替えを含む。）、破損した場合の応急措置等 - 柵や境界石等、管理施設の日常的な補修（塗装の同系色での塗り替え、同材かつ同基礎位置（同じ深さ）での一部取替えを含む。）、破損した場合の応急措置等 - 街灯やカーブミラーの清掃、保守点検等 - 標識・信号機等の日常的な補修（塗装の同系色での塗り替え、同材かつ同基礎位置（同じ深さ）での一部取替えを含む。）、破損した場合の応急措置等 - 植栽木等（サクラ並木、その他の植栽木、植栽植物）の枯損木伐採、倒木・落枝等の除去、支障枝剪定、植栽木刈込み、サクラの病虫害防除等 - 植生（樹林地）の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、枯枝清掃）、ツル切り、下刈り、植生（草地）の草刈り等 エ 非常災害時に必要な応急措置 - 地震や豪雨等の非常災害時に、構成要素のき損や滅失を未然に防止するため行う応急的な措置	ア 水路機能維持のための復旧（修理） - 水路内の崩壊土砂の除去、漏水や法面・護岸の崩壊・洗掘箇所における木柵工・土のうでの応急的な措置と盛土による原状復旧（修理） - 分水施設の崩壊（今も分水機能がある場合には、設備の不備により分水機能に支障をきたしている場合を含む。）や老朽化した箇所における原状復旧（修理） - 法面・護岸保護工施行箇所のき損・劣化箇所における原状復旧（修理）等 イ 小金井サクラのための復旧（修理） - 傾いたり折損したりしたヤマザクラの応急的な措置

許可を得る必要がある行為	
保存管理としての改良（保存整備） 及び改良（活用整備）	公益上必要な施設に係る新規整備
③ き損や劣化防止のための「改良（保存整備）」と、史跡と名勝の活用に資する「改良（活用整備）」は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。	④ 公益上必要な施設に係る新規整備は、許可を得る必要がある行為と捉え、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、関係機関と協議を行い、許可を得る。
ア 水路の改修 ・ 法面・護岸の崩落防止のための整備や、活用に資する再現のための整備等 イ 小金井サクラのための保存整備 ・ ヤマザクラ更新のための植栽 ・ 枯死したヤマザクラの伐採や抜根等 ・ ヤマザクラの生育回復のための土壌改良 ウ 史跡指定範囲内のその他施設における改良 ・ 第2水門、スクリーン等近代水道関連施設における導水路機能に支障をきたす崩壊等に対応した補修等 ・ 石碑類の倒壊、基礎の劣化等を修復するための保存整備 エ 建築物の新築・増築・改修・補修・撤去 ・ 活用に寄与する施設の新築（増築・改修・撤去）等 オ 道路や橋梁の改修・補修・撤去（架け替えは「公益上必要な施設に係る新規整備」に含む。） ・ 既存の道路・橋梁の老朽化等により必要となる改修・補修 ・ 公益上の機能を終え、必要性がなくなった道路・橋梁の撤去 カ 横断管路や道路の附属物等の改修・補修・撤去（付け替えは「公益上必要な施設に係る新規整備」に含む。） ・ 既存の横断管路、道路の附属物の改修・補修・撤去 キ 史跡の管理や活用に必要な施設の新設・改修・補修・撤去 ・ 柵や境界石等の管理施設や説明板等、活用のために必要な施設の新設・改修・補修・撤去 ク 植生における木竹等の伐採・抜根及び植栽 ・ 史跡に影響を及ぼす危険性がある木竹等の伐採 ・ 上記と同一の理由による木竹等の抜根（除去） ・ 活用のための樹木や草花等の植栽 ・ 草地の流亡等により裸地化した法面の草地への改良、衰退した貴重な植物の再生 ケ 上記以外における、土地や水路の形状変更 ・ 学術調査を目的とした発掘調査等	ア 道路や橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む。） ・ 公益上必要な道路・橋梁の新設や架け替え（拡幅）等 イ 横断管路や道路の附属物等の新設・付け替え ・ 公益上必要なガス・電気・排水等の横断管路や標識・信号機等、道路の附属物、史跡保存のための解説板等の新設・付け替え

附属資料 9 現状変更の取扱基準の内容

ア 現状変更（軽微な現状変更以外のもの：文化庁長官の許可が求められる行為）

改良（保存整備）

1) 水路の改修（保存のための整備等）

- ・ 整備の必要性を明らかにし、史跡への影響が最小限となる範囲で現状変更を許可する。

2) 道路・橋梁の改修・撤去

- ・ 事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・ 撤去にあわせ、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて現状変更の許可を得た上で確認調査を行い、地下遺構の有無を確認する。

3) 植生における木竹等の抜根

- ・ 史跡や水路機能への影響が最小限となる範囲で抜根を行う。
- ・ 計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に現状変更の許可を得た上で確認調査を行い、地下遺構の有無を確認する。

4) 学術調査の発掘や、整備のための事前確認調査 注1)

- ・ 学術研究上、整備のための事前調査上、重要な箇所等について、必要に応じて実施する。
- ・ 調査の必要性を明らかにするとともに、計画的に実施する。
- ・ ボーリング、貫入調査など、地面を掘削する地質調査

改良（活用整備）

1) 水路の整備

- ・ 活用のための護岸の再現や景観向上等を目的とした水路の整備は、必要性を明らかにする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

2) 建築物の新築・増築・改修・撤去

- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 水路上部（水路に附属する覆蓋構造物上部を含む。）への建築物の新築は認めない。

3) 樹木等の植栽

- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 自然環境や景観等との調和を図った在来種を基本とする。

公益上必要な施設に係る新規整備

1) 道路・橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む。）

- ・ 事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・ 計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて現状変更の許可を得た上で確認調査を行い、地下遺構の有無を確認する。

2) 横断管路の新設・付け替え

- ・ 事業の必要性と史跡保護の必要性との調和点を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が少なくなるよう最大限配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。
- ・ 計画、設計段階で現状変更について協議を行うとともに、事業者が事前に十分な情報収集を行い、必要に応じて、現状変更の許可を得た上で確認調査を行い、地下遺構の有無を確認する。

3) 道路の附属物の新設・付け替え

- ・ 道路の附属物とは、標識や信号機等、道路に附属する施設とする。
- ・ 2) の横断管路の新設・付け替えと同様の扱いとする。

イ 軽微な現状変更（区市の教育委員会の許可が求められる行為）

改良（保存整備）

1) 仮設建築物（工事用プレハブ等）の新築・増築・改修・撤去 [イ] 注2)

- ・ 仮設建築物とは、3ヶ月以内の期間限定の小規模建築物で、工事用プレハブ等の建築物とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

2) 工作物の設置・改修・撤去、又は道路の舗装若しくは修繕 [ハ] 注2)

- ・ 工作物とは、基礎等（掘削や土地の改変を伴う工事）を必要としない軽微なものとする。
- ・ 「道路の舗装若しくは修繕」とは、未舗装道路のでこぼこの均し、あるいは既に舗装整備が行われている舗装の一部の補修とする。掘削や土地の改変が必要となる行為は、アの「公益上必要な施設に係る新規整備」の「1）道路・橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む。）」とする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

3) 横断管路や埋設されている電線等（既存の施設）の改修・撤去 [ホ] 注2)

- ・ 横断管路や埋設されている電線等とは、既存のもので掘削が「埋設の際に掘削された範囲」を超えないものに限る。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

4) 道路の附属物（既存の施設）の改修・撤去 [ハ] 注2)

- ・ 道路の附属物とは、標識や信号機等、道路に附属する施設とする。
- ・ 史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

5) 植生における木竹等の伐採 [ト] 注2) 注3)

- ・ 木竹等の伐採とは、根元までの幹の切断とする。
- ・ 掘削や土地の改変を伴う伐採は、アの「改良（保存整備）」の「3）植生における木竹等の抜根」の取扱いとする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。

改良（活用整備）

1) 史跡の管理に必要な施設の新設・撤去 [ニ] 注2)

- ・ 史跡の管理に必要な施設とは、標識、説明板、境界標（境界石）、囲い（柵）等とする。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

2) 史跡の活用に必要な施設の新設・撤去 [ハ] 注2)

- ・ 史跡の活用に必要な施設とは、誘導のための案内板、ベンチ等とする（建築物は除く。）。
- ・ 必要性を明らかにし、史跡及び水路機能への影響が最小限となるよう配慮する。
- ・ 周辺景観等との調和を図った形態・素材・色彩とする。

注1) 以前に地下遺構の有無を確認した箇所において、再度の確認調査を伴う事業を実施する場合は、調査の必要はない。

注2) 掲載の内容が対応する文化財保護法施行令第5条第4項第一号の項目記号を示す。
(附属資料10参照)

注3) 名勝区間における木竹等の伐採のうち、危険防止のために必要な伐採以外は文化庁長官の許可が必要となるため、伐採に当たっては、文化庁長官による許可の要否を所管の区市の教育委員会に協議する事。

附属資料10 文化財保護法等に係る規定

1. 文化財保護法第125条（抜粋）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

※ 下線：文化庁長官の許可が必要となる事項を示している。

※ ■■■：許可の必要がない事項に関して示している。

2. 文化財保護法施行令第5条第4項（抜粋）

第5条第4項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第1号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第 7 項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第 2 項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

3. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号） 最終改正：平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号（一部抜粋）

（維持の措置の範囲）

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定

後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

4. 文化財保護法第168条(抜粋)

(重要文化財等についての国に関する特例)

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第一号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第一号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

5. 文化財保護法第33条、同119条第1項、120条、127条第1項(抜粋)

(滅失、き損等)

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を（中略）準用する。

（復旧の届出等）

第 127 条 第 1 項 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。